

経済産業省委託事業

インドにおける営業秘密管理マニュアル

2024 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

目次

はじめに.....	1
第 1 章 – インドの法制度 –	2
1. インドにおける営業秘密の定義：営業秘密の定義、営業秘密の認定要件等 （WTO・TRIPS 協定及び日本法（例えば不正競争防止法）とインド法との違い） ..	2
(1) インドにおける営業秘密の定義	2
(1) 営業秘密の認定要件等	5
(2) 営業秘密とは見なされない情報	6
(3) インド法と WTO・TRIPS 協定との比較	6
(4) インドには営業秘密法は存在しないが、営業秘密保護について WTO・ TRIPS 協定に準じている	6
(5) インド法と日本法との比較	8
2. インドにおける営業秘密侵害の定義.....	9
3. インドにおける営業秘密侵害種別の例.....	14
(1) インドにおける営業秘密侵害の例と侵害に関する新規、又は具体的種別 14	
4. インドにおける営業秘密保護制度.....	18
5. 営業秘密侵害に対する法的手続.....	18
(1) 救済策	19
(2) 営業秘密の保有者が求めることのできる民事上の救済	19
(3) 契約法における営業秘密の保護	20
(4) 契約が存在しない場合の機密情報の漏洩	20
(5) 機密保持、秘密保持契約違反	21
(6) 著作権侵害	21
(7) 2000 年情報技術法（IT 法）	22
(8) 訴訟の提起先	22

(9)	訴状における営業秘密の記載法	22
(10)	営業秘密の不正利用に関する民事訴訟における暫定的又は終局的な差止 命令	23
(11)	雇用主と従業員の関係	24
(12)	営業秘密の侵害に対する損害賠償	24
(13)	刑事上の救済	25
(14)	訴訟手続の営業秘密の保持	26
(15)	その他の紛争解決手続	27
6.	近年の訴訟動向	28
(1)	営業秘密の定義に関する判例	28
(2)	雇用主と従業員との間の営業秘密に関する判例	29
(3)	ベンダーと購買企業との間など、企業間の契約を通じて共有される営業 秘密に関する判例	30
(4)	契約上の合意が存在しない場合の営業秘密の保護	31
(5)	第三者により情報が盗まれた場合の営業秘密の保護	32
(6)	上述の営業秘密関連訴訟における近年の判例の傾向	37
 第2章－営業秘密の漏洩に対する実践的対策（以下を含む）－		38
(1)	守秘義務契約／NDA	39
(2)	契約	40
(3)	従業員との秘密保持契約	40
(4)	産業スパイからの営業秘密の保護	42
(5)	適切な秘密保持契約を締結するには	42
 第3章 営業秘密漏洩時の対応		44
(1)	情報漏洩の兆候	44
(2)	初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）	44
 第4章 各種事例、参考例		46

(1)	採用内定通知書	56
(2)	知的財産に関する合意書	61
(3)	販売契約書	77

はじめに

インドに進出し、又はインド企業と取引のある日本企業にとって、自社の技術及び営業秘密を守ることは極めて重要である。もし自社の技術及び営業秘密の保護がおろそかになれば、自社の技術及び営業秘密は簡単に社外に流出して、他社によりそれらが利用されることになり、当該日本企業の競争力は減退していくことにもなりかねない。従って、日本企業としては、とくに自社の技術及び営業秘密が重要な財産であることを肝に銘じるべきである。ところが、近時、日本企業のそのような技術及び営業秘密が、様々な原因によって、中国、アジア等を初めとする海外において流出しているという問題が増えている。日本企業が自社の技術及び営業秘密を盗まれることは死活問題であるため、最近では、各日本企業において、営業秘密管理が新たな経営課題として認識されるようになってきている。そこで、本稿では、インドにおける営業秘密管理に関する法制度及び具体的な紛争事例を紹介するとともに、日本企業のとるべき実務上の対策について考察することとしたい。

第1章 – インドの法制度 –

1. インドにおける営業秘密の定義：営業秘密の定義、営業秘密の認定要件等（WTO・TRIPS 協定及び日本法（例えば不正競争防止法）とインド法との違い）

(1) インドにおける営業秘密の定義

インドにおいては、同国が世界貿易機関（WTO）に加盟し、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS 協定」という。）」を含むWTO設立協定に署名した後、営業秘密の概念が発展してきた。TRIPS 協定により、すべての加盟国には、同協定第 39 条に則り、営業秘密（Trade Secrets）や開示されていない情報（undisclosed information）¹の保護が義務付けられている。

TRIPS 協定は、営業秘密の保護を規定し、ある情報が営業秘密に該当するかどうかについて以下の3つの要件を定めた初の多国間協定である。

- (i) 当該情報は、秘密でなければならない。すなわち、一般的に入手不可能、又は、通常当該種類の情報を取り扱う者に知られていない
- (ii) 秘密であることをもって商業的価値が生まれるものでなければならない
- (iii) その保有者は、当該秘密を保護するために合理的な措置を講じていなければならない

TRIPS 協定は、営業秘密とはどのようなものか、及び営業秘密の保有者が求め得る救済の種類について明らかにしている。一方で、同協定では営業秘密に関わる権利の形式・形態について規定されていないことから、加盟国には、特別の法令により保護すること、又はコモン・ロー（慣習法）制度を通じ、営業秘密を保護する裁量が認められている。

インドには、営業秘密の保護に関する特別法は存在していない。しかし、インドはWTOの加盟国であり、TRIPS 協定に従い、エクイティ（衡平法）及びコモン・ロー（慣習法・判例法）に基づき、営業秘密を保護している。営業秘密の保護に関する特別な法令が存在しないことから、営業秘密の保護は、裁判所の判断及び判例を根拠としている。

カルカッタ高等裁判所は、Fairfest Media Ltd 対 Lte Group Plc and Ors 訴訟判決

¹ TRIPS 協定では、「開示されていない情報（undisclosed information）」の語が用いられているが、本報告書では、協定条文を引用する場合を除き、営業秘密など適宜分かりやすい言葉を用いて説明を行うこととする。【MHM:原文になく出典不明】

(2015年)において、「この法律分野の本質は、その起源の如何にかかわらず、守秘の条件下で情報を入手した者が、当該機密情報を伝えた者に損害を与える活動のために、入手した情報を踏み台として利用することは認められないということである。」と判示している。インドの判例法は、営業秘密／機密情報、営業秘密が保護されるための根拠、又は救済の範囲を定義するなど、営業秘密保護の様々な側面への対応を試みてきた。インドの裁判所は、広く英国の判例法に依拠してきたが、現在では、増加する営業秘密保護に関する国内判例に依拠することが増えている。

営業秘密とは、事業にとって価値のある機密情報である。営業秘密／機密情報には、大きく分けて以下の2つのカテゴリーがある。

- (i) 製品構造やレシピ、製品設計、製造工程、コンピュータコードなどの技術情報
- (ii) データベース、顧客リスト、消費者の嗜好、価格情報、販売及び事業計画などの事業や財務情報

営業秘密とは、競合他社に対する市場における優位性を事業や企業にもたらすすべての情報を指し、商業的価値のあるコンセプト、ノウハウ、技術が含まれる。営業秘密は、本質的に、組織や企業にとって極めて重要なものであり、法的、倫理的、又はその他の理由で公になることなく秘密に保たれてきたものである。

営業秘密の例としては、ビジネスプロセス、顧客リスト、製品構造、製造工程、ソフトウェアコード、技術データなどがある。

インド政府の知的財産権振興管理支局（CIPAM:The Cell for IPR Promotion and Management）が公表した営業秘密保護のためのガイドブック²別紙Aにあるように、「営業秘密」とは、企業にとって商業的価値があり、それを秘密に保持することにより優位性が得られる情報を指す。ここで「秘密」とは、当該情報を窃取又は漏洩されないようしかるべき措置を意識的に講じることにより秘密が保持された情報をいう。機密情報は、社外に知られてはならず、他者に容易に知られるようなものであってはならない。営業秘密には、製品構造やレシピ、製造工程、サプライヤーや顧客リスト、製造ノウハウ、顧客向け仕様書、消費者の嗜好、技術設計、青写真、価格情報、販売及び事業計画などがある。

² 「営業秘密保護のためのガイドブック」

<http://cipam.gov.in/wp-content/uploads/2019/10/Tradeseecret-Toolkit-1.pdf>

インドには営業秘密の保護を規定している固有の成文法はないが、裁判所では、判決に当たり Black's Law Dictionary（第8版）記載の定義が広く参照されている。The Black's Law Dictionary（第8版）では、営業秘密を以下のように定義している。

「競合他社に対して優位性を維持するために機密として保持されている製品構造、工程、デバイス、その他の事業関連情報であって、製法、パターン、編集物、プログラム、デバイス、手法、技法、工程を含む情報であり、

- (i) それが一般的に知られていないこと又はその開示又は使用から経済的価値を得ることができる他者が容易に確認できないことから、実際の又は潜在的な独立した経済的価値を生じさせるものであり、かつ
- (ii) 当該状況下において、その秘密性を維持するための合理的措置を講じる対象となるもの。」

この考え方については、Tata Motors 対西ベンガル州³訴訟判決においても触れられており、同判決では、「より大きな公益のため当該情報を開示すべきだと監督当局が認めた場合を除き、いかなる市民対しても、商業上の機密、営業秘密、知的財産等の開示されることにより第三者の競争上の地位を損なうこととなる情報を開示する義務は存在しない。」と判示している。

1995 年 10 月 20 日のデリー高等裁判所による Burlington Home Shopping Pvt 対 Rajnish Chibber 訴訟判決は、営業秘密とは、パブリックドメインとして入手することができず、開示によりその保有者に多大な損害を与える、商業的価値を有したあらゆる情報だとしている。

2010 年のボンベイ高等裁判所による Bombay Dyeing 及び Manufacturing Co. Ltd. 対 Mehar Karan Singh⁴訴訟判決は、情報を営業秘密と分類するために必要な要素として以下を挙げた。

- (i) 当該情報が機密として保持されている度合
- (ii) 当該情報が企業内部の人間に知られている度合
- (iii) 当該営業秘密の機密性を守るために保有者が講じた対策
- (iv) 当該営業秘密が開示された場合の当該企業の製品やサービス価格への影響

³ Tata Motors Limited vs West Bengal Industrial ... AP NO.285 OF 2018

on 22 November 2018 IN THE HIGH COURT AT CALCUTTA By Hon'ble JUSTICE ARINDAM SINHA (<https://indiankanoon.org/doc/109815302/>)

⁴ Bombay Dyeing and Manufacturing Co Ltd v Mehar Karan Singh (2010 (112) BomLR 375) on 24 August 2010 in High Court of Bombay by Hon'ble Justice: R. S. Dalvi⁵ ANNEX 1C

度

- (v) 当該情報の入手、開発並びに保護に要する労力又は費用
- (vi) 当該情報の複製、取得又は盗用に要するであろう時間及び費用

(1) 営業秘密の認定要件等

インドには、営業秘密に関する成文法が存在しないが、インドは WTO 加盟国であるため、TRIPS 協定第 39 条第 2 項に基づき、情報が営業秘密として認められるための要件として以下を認めている⁵。

- a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
- b) 秘密であることにより商業的価値があること
- c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

2015 年 3 月 25 日の Beyond Dreams Entertainment Pvt. 対 Zee Entertainment Enterprises 訴訟判決 (NOTICE OF MOTION (L) NO. 785 OF 2015 IN SUIT (L) NO. 251 OF 2015 on 25 March, 2015 IN)⁶において、ボンベイ高等裁判所は、秘密保護の申立を満たすために重要な 3 要素について、以下の通りとしている。

- (i) 第一に、当該情報そのものが秘密性を有することが示されなければならない。
- (ii) 第二に、被告に秘密保持義務を課した上で、当該情報が被告に開示又は伝達されたことが示されなければならない。言い換えれば、両当事者間には秘密保持の関係が存在しなければならない。
- (iii) 第三に、共有された情報が、被告によって権限のないまま、すなわち、原告の許諾がないまま実際に使用され、又は使用されるおそれがあることが示されなければならない。

⁵ ANNEX 1C

AGREEMENT ON TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (TRIPS Agreement)

SECTION 7: PROTECTION OF UNDISCLOSED INFORMATION (Article 39)

⁶ <https://indiankanoon.org/doc/162638144/>

これら三つの基本要素のそれぞれは、同時に留意する必要がある独自の特殊性と副要素を含んでいる。

(2) 営業秘密とは見なされない情報⁷

これに対して、以下の情報は、営業秘密とは見なされ得ない。

- (i) 製品発売後に当該製品を確認/研究することにより、競合他社が容易に見つけることのできる情報。これは、製品発売前は当該製品情報は秘密とされていても、発売後は秘密とはならないためである。
- (ii) 個人が調査を通じて独自に開発した情報。これは、個人は自らが保有する秘密情報の他者による利用を止めさせることができるものの、他者が独自の調査により同一の情報を開発した場合、当該個人はこれらの他者による利用を止めることができないためである。
- (iii) 既にパブリックドメインとして入手可能である情報。例えば、インターネット上で公開されているものは、もはや営業秘密とはなり得ない。
- (iv) 企業の従業員が自ら獲得したスキルや知識は、当該企業がこれを営業秘密とすることはできない。これは、従業員は、退社する際に機密情報を持ち出すことはできないものの、当該企業で学んだ一般的なスキルや知識を活用することは可能であるためである。このため、営業担当者は顧客リストを持ち出すことはできず、生産管理者は製品レシピを持ち出すことはできない。しかし、競合他社に転職した後に、前職において学んだスキルを活用することはできる。

(3) インド法と WTO・TRIPS 協定との比較

インドには営業秘密の保護に関する特定の、又は独自の法律は存在しない。しかし、インドの裁判所は、契約法、著作権法、衡平法⁸の原則など多くの法令・法規範の下で、また、ときにコモン・ローにおける守秘義務違反訴訟において、営業秘密の保護を認めてきた。したがって、本マニュアルにおける営業秘密の保護に関する説明は、インドにおける営業秘密の保護を規定したさまざまな法律・法規範についてのものである。

(4) インドには営業秘密法は存在しないが、営業秘密保護について

⁷ <http://cipam.gov.in/wp-content/uploads/2019/10/Tradeseecret-Toolkit-1.pdf>

⁸ 衡平法(equity)：英米法を採用する国々において、コモン・ローによって解決できない事柄に適用される法律等。【MHM:原文にない、出典不明。】

WTO・TRIPS 協定に準じている⁹

インドはパリ条約の締約国であるため、TRIPS 協定第 1 条第 2 項が、同協定が対象とする知的財産権に、開示されていない情報の保護が含まれると規定していることに言及すべきであろう。インドは、TRIPS 協定の署名国であり、加盟国として、情報の不正な開示を防止することにより営業秘密を保護するため法律を形成する柔軟性を有している。インドには営業秘密に関する特定の法律や法規はないが、インドの裁判所や法廷は、契約法、著作権法、衡平法、コモン・ローにおける守秘義務違反訴訟（基本的には情報の秘密保持義務違反）などの他の法律に基づいて営業秘密の保護を支持してきた。上記に加え、2000 年の情報技術法には、電子記録の形式の機密情報を保護する法的手段も定められている¹⁰。

営業秘密とは、1995 年 10 月 20 日に Burlington Home Shopping Pvt. 対 Rajnish Chibber 訴訟判決においてデリー高等裁判所が示したように、パブリックドメインではなく、商業的価値を有し、かつ、開示された場合、保有者に重大な損害をもたらす情報である。同時期の 1995 年に成立した TRIPS 協定は、営業秘密を「秘密として保持され、商業的価値を有し、かつ、情報の保有者が秘密保持のために合理的な措置を講じる情報」と定義している。したがって、インドの裁判所は、WTO・TRIPS 協定と同じ定義・要件を用いている。

世界知的所有権機関（WIPO）は、営業秘密に関する国際的な規定をコントロールしている。WIPO は、どのような情報が営業秘密として認定されるかについての基準が国により異なることを認めているが、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）第 39 条にはいくつかの一般的な基準・要件が規定されている。

TRIPS 協定第 39 条は、開示されていない情報、すなわち営業秘密の定義及びその侵害について言及している。同条は、加盟国は、自然人又は法人が、自己の管理する情報が公正な商慣習に反する方法により、自己の承諾を得ないで他の者により開示、取得又は使用されることを防止する「可能性」を確保しなければならないと規定している。ここで触れられた「可能性」とは、営業秘密は加盟国の何らかの国内法制度の枠組み内で保護されるべきものであり、必ずしも当該加盟国の知的財産に関する法的枠組みにおいて保護される必要があるわけではないことを意味しているものと考えられる。このため、以上で見たように、インドは、独自の制度に従い、契約法に基づく契

⁹ https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/tripfq_e.htm#Who'sSigned

https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf 3

¹⁰ https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/short-introduction-trade-secrets-india-2021-11-05_en

約の保護のように、コモン・ロー¹¹の下で、情報を保護している。

TRIPS 協定第 39 条第 2 項では、ある情報を営業秘密と認めるための要件として、以下の三つを規定し、これに合致する自然人又は法人の管理下にある情報の保護を WTO 加盟国に義務付けている。

- (i) 当該情報は、一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に一般的に知られておらず又は容易に知ることができない
- (ii) 当該情報は、秘密であることにより商業的価値がある
- (iii) 当該情報は、それを合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられている

したがって、WTO・TRIPS 協定の要件を遵守するインドは、情報を営業秘密であると判断するか否かについて、WTO・TRIPS 協定と近似した定義と要件を用いている。

(5) インド法と日本法との比較

日本において「営業秘密」とは、不正競争防止法により、以下の 3 つの要件を満たす技術上又は営業上の情報をいう（第 2 条第 6 項）。

- (i) 秘密として管理されている（秘密管理性）
- (ii) [生産方法、販売方法その他の事業活動に]有用な技術上又は営業上の情報である（有用性）
- (iii) 公然と知られていない（非公知性 or [非パブリック・ドメイン])

日本は、パリ条約に従い 1934 年に制定され、営業秘密を保護するため 1990 年に改正された不正競争防止法を有する。不正競争防止は、上記の改正に加え、1993 年に全面改正された。この法律の目的は、事業者間の公正な競争を確保し、事業者の健全な育成とそれに関連する国際協定の正確な履行を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献するため、不正競争の防止、不正競争による損害の賠償といった措置を定めることである。

比較をすると、インドでは、日本と類似した営業秘密の定義を有している。それは一般的に知られておらず又は容易に知ることができない、秘密であることにより商業的

¹¹ コモン・ロー (common law) : イギリスにおいて発展した先例 (判例、伝統、慣習等) に重きを置く法体系。【MHM : 原文にない。出典不明。】

価値がある、及び秘密保持のための合理的措置を講じられた価値ある商業的な情報というものである。

2. インドにおける営業秘密侵害の定義

侵害等と見なされる行為の説明（WTO・TRIPS 協定及び不正競争防止法等の日本法と比較したインド法の説明）

許諾を得ない商業的価値のあるあらゆる情報開示、違法な利用は、「営業秘密の侵害」に当たる。営業秘密の侵害は「不正利用」とも呼ばれる。

営業秘密の不正利用を定義した法律は存在しないが、不正な手段（契約違反又は不法行為などに起因する民事上の行為、もしくは犯罪行為）による営業秘密の開示は、営業秘密の不正利用に当たる。

一方、インドの裁判所は、営業秘密が不適切に使用された際に救済を提供するために、（制定法の）代わりにコモン・ロー及び衡平法の原則に依拠してきた。秘密情報を開示された者は、機密保持の条件の下に同者に与えられた情報を秘密に保持するよう契約上要求され得る。この場合、情報の一部が公知（public knowledge）であったとしても、秘密保持契約がある限り、当該契約に反して用いることはできない。秘密保持契約に違反した者は、損害賠償を求め訴えられる可能性がある。

1989 年のインドに関する GATT のディスカッションペーパー¹²によれば、営業秘密を知的財産権と見なすことはできない。この 1989 年の GATT のディスカッションペーパーは、貿易関連知的財産権の利用可能性、範囲及び利用に関する基準及び原則につい

¹² https://www.wto.org/gatt_docs/english/sulpdf/92070115.pdf

での交渉グループのメンバーに回付された「貿易関連の知的財産権の利用可能性、範囲及び利用に関する適切な基準及び原則の規定」に関するインドの見解を示している。当該文書は、知的財産権の基本的要素はその開示、公表、登録である一方、営業秘密は秘密保持を前提としたものだとしている。当該文書は、知的財産法ではなく、適切な民事法と契約上の責任が、秘密性及び守秘義務の遵守と執行を規制すべきであると続けている。

しかし、日本をはじめとする国々には、営業秘密の侵害を規律する特別な法律が存在する。日本における営業秘密の保護は不正競争防止法によって規定されている。

この法律に基づく営業秘密とは、次のような技術情報又は営業上の情報を意味する。

- i. 生産方法や営業方法などの商業活動に有用であり、秘密にされるもの
- ii. 秘密にされておりかつ有用性がある
- iii. 公には知られていない、パブリック・ドメインでない

中国¹³、韓国¹⁴、ドイツ¹⁵、ポーランドでは、営業秘密は不正競争関連の一般法の下で保護されている。

米国¹⁶では、営業秘密保護制度は、連邦法及び州法の両者の下で成文化されている。

インドにおいて営業秘密の不正利用を証明するには、営業秘密の保有者又はその権利者は、2015年3月25日の *Beyond Dreams Entertainment Pvt. 対 Zee Entertainment Enterprises* 訴訟判決 (NOTICE OF MOTION (L) NO. 785 OF 2015 IN SUIT (L) NO. 251

¹³ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_korea.pdf

¹⁴ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/besshireiwa.pdf>

¹⁵

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_europeandunitedstates.pdf

¹⁶https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_europeandunitedstates.pdf

OF 2015) においてボンベイ高等裁判所が示した以下のような要件を証明しなければならない。同裁判所が判示した要件は以下の通りである。

- (i) 当該情報は秘密であり、かつ、一般に知られておらず、又は当該情報に類する情報を取り扱う者が容易にアクセスすることができないものであったこと
- (ii) 個人又は当該情報の保有者が、その秘密性を確保・維持するために合理的な措置を講じ、当該情報が秘密保持義務を課す状況において伝達されたこと
- (iii) 当該情報を伝達した当事者に損害が生じるような不正に使用があったか、又は当該情報が不正に使用されるおそれが生じたこと

契約違反に適用される法的責任についてのコモン・ローの原則は、営業秘密の不正利用の事案にも適用される。一般に、何らかの作為又は不作為を通じて、営業秘密の不正利用に手を貸した者は、かかる不正利用に対して直接かつ共同で法的責任を負わされる可能性がある。また、当該事案の事実及び状況により、代理人及び代位責任の原則が適用される場合もある。さらに、間接侵害の考え方は、インドにおける著作権に関する法律である 1957 年著作権法 (ACT NO. 14, 1957 [1957 年 6 月 4 日]) でも受け入れられており、従って、対象物が著作権法に基づいて保護されている場合、これらの原則が適用される。間接侵害は、特許、著作権、又は商標の直接侵害に対する二次的責任の一形態である。これは、実際に侵害行為を行っていない者も、侵害の責任を問われる可能性がある法的手段である。たとえば、ソフトウェアデータベースの場合、著作権法で保護されている編集物が元従業員によってコピーされ、現在の雇用主のビジネスを促進するために使用されたような場合である。現在の雇用主は、そのようなソフトウェアが別の会社に帰属することを知りながら、これを使用すること及び自分のコンピュータ又はサーバーにアップロードすること

を許可していた場合、間接責任又は間接侵害の責任を負うことになる。

間接侵害の概念は、著作権侵害に直接関与していないかもしれない海賊版ソフトウェアや映画などを配信するオンラインウェブサイトやポータルに対しても適用される。当該ソフトウェアが侵害されていることを知り、かつこれらを配信し又はビジネスを促進するために利用することにより金銭的利益を得ていたという事実は、これらの者に、直接侵害ではないにしても、間接侵害の責任を負わせることになる。

刑法犯となる背任又は窃盗の場合、そのような犯罪を幫助又は教唆する者は、インドにおける正式な刑法典である 1860 年インド刑法 (ACT NO. 45, 1860 [1860 年 10 月 6 日]。IPC (The Indian Penal Code)。以下「インド刑法」という。) に基づいて処罰される責めを負う。これは、インドにおける刑法のあらゆる実体的側面を網羅することを意図した包括的な法律である。

通信及び秘密情報の保管における情報技術 (IT) の活用が増大したことで、電磁的ルートを通じた情報の窃盗及び悪用に対する民事上及び刑事上の救済を提供する必要性が生じている。

2000 年 IT 法において、「データ」とは、情報、知識、事実、コンセプト又は指示を表すものであり、一定の形式を用いて作成されつつある又は既に作成されており、処理されることを想定され、コンピュータシステム又はコンピュータネットワークで処理されつつあるもの又は既に処理されたもの、及び、何らかの形式 (コンピュータ印刷物、磁気又は光学記憶媒体、パンチカード、パンチテープを含む) 又はコンピュータのメモリ内に格納されることを想定されているものを意味する。IT 法は、電子商取引も対象とし、以下の事項に対する罰則を規定している。

(i) コンピュータフレームワークへの不正アクセス

- (ii) コンピュータフレームワークのプログラミングの破壊
- (iii) データの不正なダウンロード又は複製
- (iv) コンピュータ・ソースコードの改ざん
- (v) コンピュータフレームワークへの不正ハッキング
- (vi) 保護されたフレームワーク内で保持された情報へのアクセスとその悪用
- (vii) IT 法に基づく権限に同意した者による機密保持及びデータ保護違反

インド刑法は「窃盗」を定義し、すべての有形資産を含む動産の窃盗に対する罰則を定めている。この規定により、無形資産であるデータはインド刑法の対象外であることが明確化されている。ただし、フロッピーディスク、CD、ペンドライブ、ハードドライブ等の媒体に情報が保管されていた場合、被告人に刑事罰を科すため、インド刑法における窃盗関連条項を適用することができる。

IT 法第 66 条は、データ窃盗からの保護に関するものであり、第 72A 条は正当な契約に違反してなされた情報開示に対する罰則を規定している。これらの条項は、いずれも 3 年以下の禁錮又は 50 万ルピー以下の罰金、又はその両方を含む刑罰を規定している。IT 法第 43 条 (b) は、不正なダウンロード、複製、情報・データ・データベースの抽出に対し、数千万ルピーに上る場合すらある民事上の多額の損害賠償金を課すことにより、保護を提供している。第 43 条 (c) は、コンピュータウイルスその他のマルウェアが不正に侵入した場合の補償について規定している。以上で見たように、データ窃盗は、事案の事実に応じて、1860 年インド刑法、2000 年 IT 法及び 1957 年著作権法の対象とすることが可能である。

3. インドにおける営業秘密侵害種別の例

具体的な侵害の種別、新たな侵害の種別（在宅勤務等の新たな働き方における侵害等）等

(1) インドにおける営業秘密侵害の例と侵害に関する新規、又は具体的種別

インドでは、営業秘密関連係争の大半が、従業員、ベンダー、又は競合他社による機密事業関連情報について、その保有者が意図しない漏洩をめぐるものである。営業秘密侵害事件のほとんどはクライアント又は顧客情報、技術情報、ベンダー情報の不正利用/窃取に関するものである。以下に、その例をいくつか挙げる。これらの例については、判例に基づき説明する。

- ・顧客の詳細、顧客の連絡先、ベンダーの詳細、流通網に関する情報、広告戦略
- ・食品レシピ
- ・特定のソフトウェア又はソフトウェアコードのためのコンピュータプログラミング
- ・事業計画
- ・データベース
- ・意匠
- ・美容製品の製法
- ・技術的プロセス
- ・価格情報・財務情報等

例えば、自動車メーカー又はエンジニアリング会社の設計部門に勤務するある従業員は、勤務先の秘密保持された設計情報にアクセス可能である。

この従業員が、会社のサーバーから設計情報を盗み出し、勤務先の競合相手に金銭的報酬の見返りとしてそれを売り渡す、といったケースが考えられる。

2022年6月3日の德里高等裁判所による Anil Gupta 対 Kunal Dasgupta 訴訟判決（2002 IVAD Delhi 390, AIR 2002 Delhi 379, 97 (2002) DLT 257）では、原告は、テレビの恋愛リアリティショーである「Swayamvar」のコンセプト発案者であった。原告は、被告にこれに関するコンセプトノートを提供した。その後、原告は、被告らが自らのアイデアに基づき注目度の高いリアリティショーをスタートさせようとしていることを新聞記事で知った。原告は差止請求を申し立てた。

裁判所によれば、原告のアイデアは、パブリックドメインである可能性のある題材に創作した結果として創造され、発展されたものである。しかし、原告がこのコンセプトを応用するために自らの頭脳を使い、唯一無二の結果に至ったことは、そのアイ

デアに専有権を与えるとして、裁判官は差止命令を出した。裁判所の決定は、アイデアそれ自体には著作権はないが、相応の詳細を含むコンセプトにまでそれを昇華するなら、登録が可能となり、著作権法に基づいて保護されることになるという事実に基づいたものである。コンセプトノート及びその中の機密情報の無断使用は権利の侵害となる。

インドにおいて、裁判所はこの事件を通じ、コンセプトノートが著作権法の下で著作権保護の対象となり得ること、及びオリジナルのアイデア、コンセプト又はテーマを生み出した人がその労働に対して確実に対価を得られるようにしなければならないことを初めて認めた。

続いて、以下の判例では、営業秘密が裁判所により認定、あるいは認定されなかったさまざまな状況を概説する。

デリー高等裁判所による 1987 年 7 月 6 日の Richard Brady 対 Chemical Process Equipments P Ltd (AIR 1987 Delhi 372) 訴訟判決では、飼料用機械の図面及び技術的知識が不正利用された事案が扱われている。本件は、契約が存在しない場合の秘密保持義務の原則に関する初の訴訟の一つであった。デリー高等裁判所は、「本件については秘密保持契約の有無に関わらず、秘密情報を受領した者はその情報を不当に利用してはならないという、広範な衡平法の原則に依拠している」との判断を示した。また、同裁判所は、営業秘密侵害であるかどうかについて、被告らに対し、「厳格な秘密保持に関する条件が明示された下で委ねられたにもかかわらず、市場参入のきっかけとして利用することで原告らに損害を与えた」として、原告の機械に関するノウハウ、仕様書、図面その他の技術情報をみだりに利用することを禁じた。本件においては、図面、技術知識、ノウハウ、仕様書、図面等の技術情報が営業秘密として認定された。

デリー高等裁判所による 2006 年 5 月 8 日の Diljee Titus Advocate 対 Alfred Adebare 訴訟判決 (130 (2006) DLT 330) は、顧客データの不正持ち出しについて扱われたものである。本件において、Mr. Diljeet Titus、Mr. Alfred Adebare その他のアソシエートは、ある法律事務所の同僚であった。その後、Mr. Adebare らはその法律事務所からの退所を決めた。退所手続き中に、被告らは、Mr. Titus と働いていた際に作成したクライアントの連絡先をすべて持ち去った。彼らの行動により権利を侵害された Mr. Titus は、彼らを提訴した。

裁判所は、Mr. Adebare らは自由に職業を営み、身に付けたスキルや記憶した情報を利用することができるとしつつ、Mr. Titus が専有的に権利を有する顧客名簿等の使用についてのみそれを禁じるとの判断を示した。

契約書は存在しないものの、守秘義務の下で入手可能であった Mr. Titus の資料を利用する権利は Mr. Adebare にはないとされた。裁判所によれば、過去に原告と共に働いていた Mr. Adebare らは、契約書、デュー・ディリジェンス・レポート、顧客リストなど、Mr. Titus と同僚であった間に知り得たあるいは開発された資料、又はそれ自体が機密であり、したがって営業秘密と認定される文書や情報である資料は、それがどのようなものであれ使用することはできない。本件において、顧客の連絡先や顧客リスト、契約、デュー・ディリジェンス・レポートが、営業秘密であると認定された。

マドラス高等裁判所による 1954 年 12 月 1 日の Govindan 対 Gopalakrishna 訴訟判決 (AIR 1955 Mad 391) では、裁判所は、顧客データの漏洩を認定した。本件における営業秘密の対象は、顧客データについての編集物であった。編集物における独自性 (オリジナリティ) は量的には僅かであるが、この僅かな独自性は法により保護されるとの判断が示された。従って、いかなる当事者も、たとえそれが編集物内のものであっても、他方の当事者の情報収集、スキル又は労働の成果を窃取し、又は利用することはできない。本件において、顧客データの編集物は、営業秘密として認定された。

デリー高等裁判所による 1995 年 10 月 20 日の Burlington Home Shopping Pvt. 対 Rajnish Chibber 訴訟判決 (第 1 部にも記載) は、クライアントや顧客とその住所に関する編集物からなるコンピュータデータベースに関するものであった。同裁判所は、時間、費用、労力、スキルを費やして作成された住所関連編集物は (情報源は広く入手可能なものである可能性はあるものの) 著作者が著作権を有する文学作品に相当するとの判断を示した。被告のデータベースが事実上原告のデータベースの複製であると判断した裁判所は、仮差止命令を下した。本件において、クライアントや顧客及びその住所についての編集物であるデータベースは営業秘密であると認定された。この訴訟の争点は、連絡先のデータベースが「オリジナルの文学作品」を構成するかどうか、したがって著作権を発生させるかどうかであった。裁判所は、「情報の入手源が共通であるとしても、何人かが時間、お金、労力、技術を費やして作成したアドレスの編集物は、その作者が著作権を有する『文学作品』に相当する」と判示した。このほか、データベースとしての顧客リストも秘密情報や営業秘密に関する法律で保護されている。したがって、この訴訟では裁判所によって二重の保護が認められた。

インド最高裁判所による Superintendence Co. of India Pvt. Ltd. 訴訟判決 (1980 AIR 1717, 1980 SCR (3) 1278) において、被告である従業員は原告の品質評価のための製品検査技術を窃取したとされた。原告は、品質試験と品質管理のための独自の技術を開発し、当該技術及び同社顧客は営業秘密であると主張した。本件において、Superintendence Company of India 社は、製品品質評価のための製品検査業務を営ん

であり、品質試験及び品質管理技術を開発し、これを営業秘密として保護していた。Mr. Krishnan は同社の管理職として雇用されていた。

同社を退職後、Mr. Krishnan は Superintendence Company と競合他社を立ち上げた。Mr. Krishnan は、原告企業の競合他社と提携し、同社の顧客層である顧客/企業の引き抜きを図った。Mr. Krishnan はまた、同社雇用期間中に知り得た Superintendence Company の秘密技術を利用した。

Mr. Krishnan により製品検査技術を窃取された Superintendence Company は、雇用期間中の同氏との契約内容と同等の活動を被告に禁じる終局差止命令を求め、提訴した。また、Superintendence Company は、同氏による新規事業又は雇用の継続を禁ずる仮差止命令を求めた。本件において同最高裁は、Mr. Krishnan に対しては、同社の営業秘密の開示についてのみ禁止することができ、同社と競合関係にある事業を営む、あるいはそのような事業で雇用されることを禁ずることはできないとの判断を示した。以上のとおり、品質評価のための製品検査技術としての営業秘密は、本件において裁判所により認定された。

このように、ここで紹介したインドの裁判所による判決からは、営業秘密の確実な保護のために、その保有者は契約書又は契約書中の秘密保持条項を抛り所にできるということが明らかである。契約書又はその中の秘密保持条項は、通常、機密情報を秘密として保持し、雇用期間中及び雇用期間終了後に漏洩しないことを従業員に要求するものである。従業員が契約に違反して退職した場合、一定期間同様の活動に従事しないことを義務付ける競業避止条項の遵守を当該従業員が求められる場合もある。ただし、機密情報又は営業秘密の漏洩に関する雇用主と従業員との間の係争に対して、裁判所の判断は、生活を営むための権利を考慮して従業員寄りのものとなる可能性がある。

4. インドにおける営業秘密保護制度

インド等における営業秘密に関する法律、制度その他の法的措置（(A) 判例法及び/又は制定法、(B) 民法、刑法、労働法、営業秘密保護法、その他の法律、(C) 民事救済及び/又は刑事制裁及び/又は行政上・多国間の措置等）

5. 営業秘密侵害に対する法的手続

法的手続に関する説明。具体的かつ実践的な手続は、第2部～第3部に記載。

インドは TRIPS 協定の締約国であり、加盟国として、情報の不正な開示を防止し、営業秘密を保護するための立法の自由を有している。インドには営業秘密に関する特別な法律は存在しないが、インドの裁判所や調停機関 (tribunals) は、契約法、著作権法、衡平法の原則、機密情報の保護に対する法的措置を定めた 2000 年 IT 法などの多くの法律の下で、また、ときにコモン・ローにおける守秘義務違反（事実上、契約上の義務に対する違反に相当する）訴訟を通じて、営業秘密の保護を図っている。事業者が保有する機密データは、スタッフ、方針、手順、及び技術管理に関する包括的なセキュリティ戦略を実施することによって保護することができる。これにより、意図しない漏洩リスクの低減につながる可能性がある。

裁判所において、情報が「営業秘密」であると認められるためには、当該情報が「機密」として保持されるのと同時に、その情報の秘密性、秘密として保持されていることに基づく商業的価値、秘密保持のための合理的措置が採られているという3要件が全て満たされていることが重要となる。

○一般論として、営業秘密と認定されるために当該情報が満たすべき要件は以下の通り

- (i) 秘密であることにより商業的価値があり
- (ii) 限られた集団に属する者のみが知っており
- (iii) 取引相手や従業員に対する秘密保持契約締結等、正当な保有者が講じる当該情報を秘密に保持するための合理的な措置の対象である

NDA（秘密保持契約）は、重要情報である可能性のある情報が漏洩しないように、また、共有される情報が秘密であることを契約当事者又は契約先企業に認識させることを企図して締結されるものである。機密保持の条件の下に情報を開示された者に対しては、当該情報をいかなるものも開示してはならないという契約上の義務を負わせることができる。秘密保持契約に違反した者に対しては、損害賠償を求め、訴えを起こすことができる。企業は、従業員が当該企業に雇用されている間、又は従業員が当該

企業を退社してからも、当該企業に関連した機密情報及び秘密情報を当該従業員が開示することを防止する秘密保持契約を雇用契約に含めることができる。この契約により、当該企業は、従業員による機密情報の意図しない漏洩などを防止することができる。

(1) 救済策

管理・保有する情報の伝達及び保管における情報技術の活用が増大したことで、電磁的ルートを通じた情報窃盗及びその悪用に対する民事上及び刑事上の救済を提供する必要性が生じている。営業秘密の侵害は、法の執行の観点からは、民事上の措置、刑事上の措置のいずれにおいても対応が可能である。営業秘密の保有者は、侵害・違法行為を行った者が秘密情報を開示することを防止するため、差止命令及び損害賠償の請求を、裁判所に申立てることができる。もし営業秘密の保有者が、著作権法上及び IT 法上の侵害を立証できた場合、裁判所は、インド刑法、著作権法及び IT 法に基づき罰金又は禁錮刑を科することができる。民事訴訟による場合は、損害賠償及び差止命令による救済の可能性がある。

(2) 営業秘密の保有者が求めることのできる民事上の救済

Fairfest 訴訟において、裁判所は、営業秘密の保有者が求め得る救済措置としては、営業秘密の開示を防止するための差止命令の取得、すべての機密情報の返還、及び営業秘密の開示により被った損失に対する補償などがあるとした。これらの救済手段はすべて利用可能である一方、インドの裁判所は、営業秘密窃取への対応として差止命令という手段を広く用いてきた。その理由は、差止めが営業秘密の保有者に対し金銭的に見積もることのできない「回復不可能な損失」を生じさせる可能性のある侵害行為に対する唯一の実行可能な救済手段であるというものである。効果的な救済として、損害賠償に対して差止命令に優位性があることは、法律文献において広く認識されている。以下がその例である。Bombay Dyeing and Manufacturing Company 対 Mehar Karan Singh 訴訟（2008 年）において、ボンベイ高等裁判所は、原告の関連資産に関する機密情報の開示に対して差止命令を出し、これとは別の訴訟を通じて救済を求めることもまた認めた。

一般的に、差止命令が出された営業秘密の窃取事案の多くにおいては、被害を受けた当事者に、差止命令以外の救済が例外なく認められる。さらに、2000 年 IT 法は、法定損害賠償額を具体的に定めており、サイバー犯罪に対する救済として、通常、損害賠償その他の刑罰が科されることとなる。

刑事上の制裁は、IT 法第 72 条（2 年以下の禁錮又は 10 万ルピー以下の罰金、又はその両方）及び 2012 年（改正）著作権法第 65A 条（2 年以下の禁錮及び罰金）に基づ

き請求することができる。

また、電磁的記録に限定されるが、2000 年 IT 法第 72 条は、電磁的記録に対する一定の保護を提供している。

なお、インドにおいては、営業秘密は、(判例の積み重ねによる) コモン・ローの原則とインドの契約法の下で保護が図られており、さらに営業秘密に関する特別法が存在しないため、営業秘密の不正利用に対する行政上の措置は存在しない。

○ 営業秘密の保有者は、任意に選択可能な以下の法的選択肢を有する。

- (i) ライセンシー、従業員、ベンダーその他の者が営業秘密を開示することを禁ずる差止命令
- (ii) すべての機密情報及び専有情報の返還
- (iii) 営業秘密漏洩の結果生じた損失に対する補償

(3) 契約法における営業秘密の保護

契約法の下では、契約や合意により第三者への情報開示を制限される場合がある。秘密保持契約 (NDA) は、当事者間で情報を共有する際に締結される。このような秘密保持契約、制限的条項又は合意は、契約法に基づき履行強制が可能となる。

- (i) 上述のとおり、インドには営業秘密に関する特別法は存在しないが、インドの裁判所は、契約法、著作権法、衡平法の原則など様々な法令の下で、また、ときにコモン・ローにおける守秘義務違反 (事実上、契約上の義務違反となる) 訴訟において、営業秘密の保護を認めてきた。
- (ii) インドは、TRIPS 協定の締約国として、開示されていない情報 (営業秘密) を保護する義務を負っており、当該情報の保護のために、多くの場合、コモン・ローの原則を適用している。
- (iii) 「営業秘密」を正式に認定する、又は定義する統一された法律が存在しないため、インドにおける機密情報の保護は、異なる種類の機密情報を認定し保護するインド契約法第 27 条及び情報技術法第 72 条の下での様々な規定に基づき行われる。

(4) 契約が存在しない場合の機密情報の漏洩

Richard Brady 対 Chemical Process Equipments P Ltd 訴訟判決 (AIR 1987 Delhi 372) では、裁判所は、衡平法上の救済を与えるとの判断を下した。

○ 事実

原告は、飼料市場に参入するために飼料生産ユニット（FPU）を開発した。原告は、上記の機械用感熱パネルの調達検討のための見積もりを依頼した。被告は、見積もりを作成するため、FPU 装置に関するすべての図面及び技術知識を受領した。当該情報は、秘密保持契約に基づき提供され、契約が有効である間は、他のいかなる者もこれを手・利用することはできないことが合意された。言い換えると、ここでのアクセスとは「機械を作るための情報が第三者に共有されないこと」を意味する。この場合の NDA の目的は、機械を製造するための見積もりを求め、当事者の能力を評価することであった。しかし、最終的な合意が署名されなかったため、供給の取引は実施され得なかった。原告は見積書を入手したが、最終契約（供給契約）には署名しなかった。

その後、原告の FPU 装置の操作方法を理解するために、被告が原告の FPU 装置を持って多くの地域を訪問していたこと、また、原告のものと同一の機械を製造していたことが判明した。

○ 判決

本件において、裁判所は、当該機械に関する契約が存在しない中、差止命令を出した。この事件では秘密保持契約が結ばれていたようである。しかし、本件での NDA の目的は、機械を製造するための見積もりを求め、当事者の能力を評価することであった。同裁判所によれば、明示的な秘密保持条項がない場合であっても、関連する事実及び状況から秘密性を推し量ることは可能である。このような場合、被告は黙示の秘密保持義務に違反したとして責任を負うこととなる。

(5) 機密保持、秘密保持契約違反

Diljeet Titus Advocate 対 Alfred A Adebare 訴訟判決（130（2006） DLT 330）において、裁判所は、被告が秘密保持契約に違反しているとの判断を示した。被告らによる秘密保持契約違反を受けて、裁判所は、伝えられた戦略に関する知識を被告らが自己の利益のために使用することは認められないとの判断を示した。被告は、裁判所の差止命令により、原告の会社の営業秘密のさらなる持ち出しを禁じられた。

(6) 著作権侵害

いくつかの事例において、複数の裁判所が、利用のためデータベースに格納されている顧客データは、法の下で営業秘密だと認定している。また、コンピュータデータベースを含む編集物は、1957 年著作権法第 2 条（o）に従い「文学的著作物」と見なされる。

編集物に関わる Govindan 対 Gopalakrishna 訴訟判決 (AIR 1955 Mad 391) では、編集物が独自の内容をほとんど含まない場合でも、法的に保護されるとの判断が示された。したがって、そのような編集物の場合についても、いかなる企業も従業員の思考、スキル、労働の成果を窃取又は侵害する権利はない。

(7) 2000 年情報技術法 (IT 法)

IT 法は、特定のケースにおいて国外にも適用される。例えば、インド国内に物理的に立地するコンピュータシステムに対し、インド国外からサイバー攻撃が行われ、その結果、営業秘密が不正利用された場合、IT 法によれば当該サイバー攻撃はインド国内での訴追対象となり、関連する法執行当局には、法的措置を講じる権限が認められることとなる。

(8) 訴訟の提起先

営業秘密に関する民事上の紛争については、(訴訟提起のための) 裁判所の管轄権は、民事訴訟法 (CPC) 第 20 条に従い決定される。民事訴訟は、被告がその管轄区域内に居住するか事業を営み、又は利得を求めて個人的に活動している地の裁判所、又は管轄区域内で訴訟原因が発生した (全部であるか一部であるかを問わない) 裁判所に提起されるものとする。さらに、事案の金銭に関わる裁判所の管轄権もまた、訴訟をどの裁判所に提起すべきかを決定する際に重要となる。

(9) 訴状における営業秘密の記載法

訴状は、被告側により細部まで読まれることとなるため、営業秘密の機密性を損なうことなく、訴状内で営業秘密をどの程度開示すべきかの判断は、多くの場合、複雑な作業となる。

重要なのは、Bombay Dyeing and Manufacturing Co Ltd 対 Mehar Karan Singh 訴訟判決 (2010 (112) Bom LR 375) で示された以下の基準に基づき、当該情報が営業秘密であると認定されるに足る十分な開示でなければならないということだ。

- (i) 当該情報がその企業の外部で知られている度合
- (ii) 当該情報がその企業の内部、すなわち従業員に知られている度合
- (iii) 当該営業秘密の機密性を守るために保有者が講じた対策
- (iv) 競合他社が本来は保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- (v) 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用

(vi) 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

原告は、訴訟で勝訴するために、訴状に以下の側面を含めることもできる。これは、裁判所に営業秘密の価値とその技術的側面を明確に説明し、裁判所に暫定的な差止命令、そして最終的には損害賠償を認めるよう説得するのに役立つ。この方法で情報を提示すると、成功の可能性が高まる。

- (i) 製品の成功への貢献という点における当該営業秘密の重要性及び当該営業秘密により競合他社に比して会社にもたらされる競争優位性。
- (ii) 訴状には、当該営業秘密の裏付け/参照なしに技術的営業秘密をリバースエンジニアリングすることは不可能であることを示す詳細も含める必要がある。
- (iii) 必要に応じ、営業秘密の説明は開封できないように封印の上、提出し、両当事者が当該情報を公開できないよう、機密保持クラブ (confidentiality club) の形成の要請を行うことができる。

(10) 営業秘密の不正利用に関する民事訴訟における暫定的又は終局的な差止命令

インドでは、訴訟の予備段階及び最終段階において、原告又は権利保有者が、被告による営業秘密の使用又は開示を差止めることができる。

Gujarat Bottling Co Ltd 対 Coca Cola Co 訴訟判決 ((1995) 5 SCC 545) において、裁判所は、裁判所の判断により差止命令を出すための条件について以下のとおり判示した。

- (i) 反証が出されなければ事実を証明するのに十分である一応の証拠を原告が提示したか
- (ii) 比較衡量の結果、原告に有利であるか否か
- (iii) 差止命令が出されなかった場合、原告が回復不可能な損害を被るか否か

また裁判所は、仮差止命令の目的について、営業秘密による損害が損害賠償によっては十分に補償されない場合、その損害から原告を保護することであると判示している。この考え方は、情報の価値がその秘密性に由来する営業秘密については特に当てはまる。

したがって、このような原告を保護する必要性は、被告がその法律上の権能を行使することを妨げられることから被る損害・不利益と比較検討されなければならない。

原告は、上記の各要件を満たすためことを示すため、審理の冒頭で、法的措置を求める対象となった営業秘密がどのようなものか明確にしなければならない（詳細は説明しない場合であっても）。原告はまた、営業秘密の商業的価値及び原告にとってその重要性を示す事実を主張しなければならない。当該営業秘密がもたらす競争上の優位性に関する説明もまた重要なものとなる。当該営業秘密が利用された際の性質及び程度は、規模及び期間の双方において、被り得る損害と同様に、比較衡量を決定するために重要である。ここでいう性質とは、侵害者が「企業秘密」の利点を得るためにどのように企業秘密を利用するかを意味する。裁判所が仮差止の救済の申請を検討する際に考慮する要素の 1 つは、差止命令を認めないことが原告に多大な損失と損害を与えるかどうかである。したがって、仮差止命令は認められなければならない。これは一般に便宜均衡と呼ばれるもので、原告が確立するものである。したがって、「営業秘密の使用の性質」が重要になる。

(11) 雇用主と従業員の関係

雇用主と従業員との間の雇用関係に関連する事案では、追加的に 1857 年インド契約法第 27 条が検討される必要がある。取引（あらゆるビジネス又はサービスを意味する。この文では、個人のビジネス又は雇用の追求を制限するような制限は法的強制力がないことを伝えようとしている）を禁止するあらゆる契約又は条件は、一般論として、本規定に基づき無効かつ強制不能とされる。したがって、原告が雇用主であり、雇用契約における秘密保持条項に基づいて、従業員が競合他社へ転職することを禁止している場合、そのような条件は強制することができない。一方で、競合他社のために同じプロジェクトに従事したり、同じ製品を開発しないよう義務付ける条件は、強制可能である。

(12) 営業秘密の侵害に対する損害賠償

- (i) 訴訟当事者は、営業秘密の不正利用に対する救済として、損害賠償及び利益の返還を求めることができる。損害とは原告にとっての実際の潜在的な損失を意味し、一方、利益の返還は被告が得た利益を指す。損害は、裁判所による判決がなされる前に、算定及び証明する必要がある。損害賠償額には、予定損害賠償額、実質的損害賠償額又は懲罰的損害賠償額が含まれる。
- (ii) 具体的に金額が算定されていない場合、予定損害賠償額は、両当事者間での契約条件に基づく金額の算定が求められることとなる。
- (iii) 実質的損害賠償額は、証拠を通じて証明されなければならない（これに関連し、証人が反対尋問を受ける場合もある。）。この額は、営業秘密の開示によって生じる損失の算定、又は営業秘密自体の想定市場価値に基づく評価となる可能性が高い。この額は、専門家の報告書により裏付けることもできる。

(iv) 懲罰的損害賠償額は、通常、裁判所の権限及び裁量に基づくものであり、侵害又は不法行為が重大な場合に認められる。懲罰的損害賠償は通常、裁判所の特権と裁量に基づいており、侵害又は不法行為がひどい場合に認められる。被告が不法行為をしており、常習的、意図的に、原告に損害を与える方法で原告の登録された知的財産権を侵害していることが判明した場合、原告は懲罰的損害賠償を請求することができる。デリー高等裁判所は、Koninlijke Philips NV & Anr 対 Amazestore & Ors 訴訟判決において画期的な判決を下し、知的財産権侵害に関する訴訟で損害賠償を与える際に従うべき基本原則を定めた。この訴訟の原告は、侵害製品の販売価格、被告が侵害製品を販売した際の利益率、侵害製品の原価、各侵害製品の販売で被告が得た利益（1 個あたり）、合計数、侵害製品の種類と、侵害製品が市場に出回ってからの期間に基づき損害を計算した。裁判所はまた民事訴訟における被告の違法行為の程度が、裁判所が原告に与える救済の性質を決定することが多いと考えた。裁判所は、不法行為の程度が、実際の損害賠償請求に加えて認められる損害賠償の金額と性質に直接影響を与えとの見解を示した。たとえば Time Incorporated 対 Lokesh Srivastava 訴訟判決では、裁判所は、侵害に対する懲罰的損害賠償として 500,000 ルピーの支払を命じ、原告に対する評判と信用の喪失に対する追加の補償的損害賠償として 500,000 ルピーの支払いを命じた。同様に、Yahoo Inc v Rinshad Rinu & Ors 事件では、懲罰的賠償額は、補償損害賠償額の 1.5 倍、それぞれ 300,000 ルピー及び 200,000 ルピーであった。

差止命令及び損害賠償とは別に、原告又は営業秘密保有者に認められ得るその他の民事上の救済には、営業秘密を含む資料（例：紙資料や USB 等の情報を記録した記録媒体、金型等の情報を化体した物件）の返還・引き渡しを認める命令、及び被告が不正利用した資料の保管（損害賠償額算定のための資料として）のための裁判所委員の任命などがある。裁判所は、裁判所委員が裁判所による適切な搜索・差押命令を遂行するに当たり、地域の警察に対しこれを補佐するよう指示することもできる。

(13) 刑事上の救済

1860 年インド刑法及び 1957 年著作権法（著作権を保護）、2000 年情報技術法（電磁的記録を規律）など特定のテーマに関する法律には、禁錮刑又は罰金刑に処せられる可能性のある犯罪を具体的に定める条項が含まれている。ただし、営業秘密の不正利用を犯罪として具体的に挙げている条項はない。なお、事案によっては、背任罪、窃盗罪、詐欺罪等の罪が適用される場合がある。

背任罪に対する刑罰は、3年以下の禁錮又は罰金である。委託を受けた財産を不正に流用し、又は自己の使用のために換金し、又は（明示的か黙示的かを問わず）契約又は準拠法に違反して不正に使用又は処分し、又はその他の者にこれを許した場合、その者は背任罪を犯したものと見なされる。これにより、告訴人は、まず、権利侵害者又は被告人が不正な意図をもって財産の不正利用、換金、使用又は処分を行ったことを立証しなければならない。

刑事訴訟に関する手続は、1973年刑事訴訟法に規定されている。犯罪は告訴により警察に通知することができる。当該犯罪がインド刑法で規定された違法行為である場合（3年を超える禁錮刑が科される）、警察官は、犯罪被害証明書（First Information Report）を登録しなければならない、また、令状なしに捜査を開始し逮捕することができる。しかし、当該犯罪がインド刑法で規定されていない場合には、警察には捜査開始の義務はなく、捜査はすべて治安判事の命令に基づき行わなければならない。この治安判事は、まず刑事告訴を評価し、必要に応じ捜査、逮捕等を命じる。

インドの刑事司法機関では遅延が問題化しているため、違反行為が悪質であり、捜査やそれに付随する刑罰を求めるだけの意味があるなど戦略的に有益である場合、又は犯人の身元が不明で捜査の必要がある場合を除き、営業秘密保有者にとって好ましい執行の選択肢ではない。

（14） 訴訟手続の営業秘密の保持

インドの裁判所は、営業秘密を第三者や他方の訴訟当事者の目に触れさせないようにするために、訴訟当事者が様々な措置を講じることを認めている。このような措置のうち主流となっているものは、封印された表紙を付して情報を提出するという慣行であり、裁判官のみがその内容を確認できる¹⁷。また、比較的新しい慣行として、営業秘密情報が秘密保持契約の下で限られた数の者にのみ閲覧可能にする¹⁸とともに、営業秘密情報の確認又は営業秘密情報に関する弁論を（法廷に第三者・傍聴人を入れずに）

¹⁷ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密が記載された文書は文書提出命令の対象から除外される正当な理由の有無（営業秘密が記載されているか否か）について、事前に裁判官のみが審理（確認）することができるとするいわゆる「インカメラ審理」の規定がある（第7条）。

¹⁸ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密が記載された文書が訴訟当事者から証拠として提出された場合に、相手方に対して訴訟追行の目的以外で使用・開示してはならない旨を裁判所が命じることができ（第10条・秘密保持命令。なお、違反には刑事罰あり。）、秘密保持命令が発せられた訴訟の訴訟記録については閲覧が制限することができるとの規定がある（第12条、民事訴訟法第92条）。

非公開で行われる¹⁹ように図る「機密保持クラブ」がある。

(15) その他の紛争解決手続

2015 年商事裁判所法第 12 条 (A) に基づき、デリー高等裁判所の仲裁・調停センターに訴訟前調停を申請することができる。このような手続は、和解の可能性が高い場合に有効である。さらに、当該手続におけるすべての協議は、機密とされ、他の救済手段を損なうことなく実施される。

仲裁条項を含む契約では、紛争が生じた場合、いずれの当事者も、1996 年仲裁調停法第 9 条及び/又は第 17 条に基づく仮差止命令を求めることができる。

¹⁹ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密に該当する事項について当事者が尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判を公開しないで行うことができるとの規定がある（第 13 条）。

6. 近年の訴訟動向

営業秘密に関するいくつかの重要な訴訟判決及びその解説（民事救済及び/又は刑事制裁、及び/又は行政上・多国間の措置等）。

以下は、様々な状況下でインドの裁判所により下された営業秘密に関する顕著な判例である。

(1) 営業秘密の定義に関する判例

Saltman Engineering Co. 対 Campbell Engineering Co. Ltd. 裁判における控訴裁判所判決は、保有者と受領者との間で共有された情報が実際に機密であるかどうかを決定するため、インドの多くの裁判所が判例とする重要な判決である。本件では、同裁判所は、機密情報は「公共の財産又は公共の知識であってはならない。」と判示した。一方、裁判所は、「誰もが利用可能な素材上に作成者が作業した成果である、製品構造、計画、スケッチ、又はそれらと同種のものが機密情報である可能性は十分にあり得る。文書の作成者が自身の頭脳を用い、その結果、同じプロセスを経ることによってのみ他者が生み出すことができる結果を生み出したという事実が、それらを機密たらしめる。」と判示した。

ここで、「知られた秘密ではない情報」(information to be known or not secret) とは、インターネットなどのオンライン又は市場などのオフライン媒体を通じて公衆に入手可能な情報であり、「パブリックドメイン」(public domain) 及び「公共財産 (public property) 又は公共知識 (public knowledge)」とされるものもある。これらの用語はすべて同じ意味である。

同様に、デリー高等裁判所は、2005 年の Ambience India Pvt. Ltd 対 Shri Naveen Jain 訴訟判決において、「営業秘密は保護された機密情報であり、従業員が雇用期間中に取得したとしても、雇用主の利益のため、他者に引き渡してはならない。しかし、多くの者が認識し、他者から広く知られている雇用主の日々の業務内容は営業秘密と呼ぶことはできない。」と判示した。

同様に、Fairfest 訴訟 (2015 年)、Diljeet Titus 対 Alfred A Adebare and Ors 訴訟 (2006 年)、Hi-Tech Systems 及び Services Ltd 対 Suprabhat Ray and Ors 訴訟 (2015 年)、Burlington Home Shopping Pvt. Ltd 対 Rajnish Chibber 訴訟 (1995 年) においてカルカッタ高等裁判所は、営業秘密の保有者によって然るべく保護され、開示されれば保有者に損害を与える可能性のある情報は、営業秘密又は機密情報として取り扱われるべきことを明確に定めている。同判決では、営業秘密には、製法、技術的ノウハウ、他者が知ることなく雇用主が採用する特殊な事業の形態や手法も含まれるとしている。また、営業秘密にはジョイント・ベンチャー契約、ローン契約、クライアントリスト、クライアントに関連した開示契約も含まれる。金銭貸借契約、顧客リスト、費用や価格などの事業関連情報、設備投資計画、在庫販売戦略もまた、営業

秘密に分類される。Burlington Home Shopping 訴訟では、クライアントデータベースの著作権侵害が主要論点とされていたが、収集されたデータベースが営業秘密保護の適用対象となることも強調された。

以上のとおり、インドでは、他者が容易に入手できず、秘密に保持されていることから商業的価値を有し、その保護のために保有者が措置を講じている限りにおいて、企業情報、産業情報、技術ノウハウ、又は工程といったカテゴリーに属する広範な情報を営業情報として保護の対象としている。

(2) 雇用主と従業員との間の営業秘密に関する判例

当該テーマに関する判例は、秘密保持及び競業避止契約はインドの裁判所により支持されているものの、契約中のこれらの制限的条項の合理性が重要な検討事項とされていることを示している。

契約における制限的条項の合理性に関する問題は、1967 年 1 月 17 日の Niranjana Shankar Golikari 対 Century Spinning and Mfg Co. Ltd. 訴訟判決（1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378）の中でインド最高裁判所において判断された。インド最高裁判所は、雇用契約期間中に効力を有する、negative covenants（一定の行為を行わない約束・義務）は、一般的には取引を禁止するものとは見なされないと判示した。また、従業員が同業他社や他企業に雇用されず、自ら事業を立ち上げず、類似又は実質的に同様の職務を遂行しないという negative covenants は、当該契約が不当、過度に過酷、不合理又は一方的なものでない限り、取引禁止には当たらないとしている。この場合、契約書中の制限は合理的なものであり、取引禁止には当たらないとの判断を示した。

特に従業員が懸念する場合には、negative covenants を注意深く定める必要性について、デリー高等裁判所は、1979 年 7 月 20 日の Superintendence Company of India (P) Ltd 対 Sh Krishan Murgai 訴訟判決（AIR 1979 Delhi 232）において、雇用契約に関し、従業員と雇用主の交渉力には本質的に不均衡があるため、雇用時に従業員が契約の実体的な内容について深く考慮しない場合があるとした。同裁判所は、禁止措置は「雇用主を保護するための必要性を超えたものであってはならず、また、不当に過酷又は従業員を圧迫するものであってはならない。」としている。したがって、雇用契約の終了後、従業員が雇用主の事業に類似又は競合する事業に従事しないことを要求する広範な negative covenants について、同裁判所は、それが従業員が生計を維持する上で不当な影響を及ぼすことを理由として、認められないと判断した。

同時に、同裁判所は、従業員が自らに委ねられた営業秘密又は機密情報を、自身の事業又は職務において自らを利するための「きっかけ」として利用することについて

は厳しい見方を示した。カルカッタ高等裁判所は、2015 年 6 月 17 日の Hi-tech systems and Services Ltd 対 Suprabhat Roy and Ors 訴訟判決 (G.A. 1738 of 2014 及び C.S. 192 of 2014) において、被告が原告から雇用されている間に取得した機密情報を基に、被告が原告の顧客に取引を勧誘しているとした。これを受け、同裁判所は、既存契約の侵害は原告に衡平法上の救済を与えるものであることを理由に、被告に対し、原告が第三者との間に結んだ既存契約の一切の侵害を禁ずる差止命令を出した。

同様に、Niranjan Shankar Golikari 対 The Century Spinning And Mfg. Co. 訴訟判決 (1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378) において、最高裁判所は、一審判決及び高等裁判所による判決を支持し、専門的な情報を競合会社の開示することは被告の利益を害するものであり、「時期、雇用の性質及び地域についての制限であり、被告である会社の利益保護の観点からは、広範、不合理又は不必要であるとは言えない。」として、上诉人（原告）に対する差止命令を認めた。

(3) ベンダーと購買企業との間など、企業間の契約を通じて共有される営業秘密に関する判例

ベンダーと購買企業との間の契約やパートナーシップ契約のような企業間の契約の場合、裁判所は、制限的条項について、より制限が少なく、より好意的な見方を示してきた。

1995 年 8 月 4 日の M/s Gujarat Bottling Co. Ltd (GBC) and Ors 対 Coca Cola and Ors 訴訟判決 (1995 AIR 2372, 1995 SCC (5) 545) において、最高裁判所は、1993 年に両当事者間で締結された契約は、GBC が飲料を製造、瓶詰、販売及び流通することを認める一方で、GBC が競合商品を取り扱う権利を制限したフランチャイズ契約であるとした。裁判所の判断は、当該の negative covenants は、フランチャイザー製品の流通促進のためのものであり、取引の禁止とは見なされないというものであった。また、その後の Coca Cola に情報を提供しないまま GBC が Pepsico Ltd に自社株を譲渡した行為は、1993 年に締結された契約に違反したものであり、同社は Coca Cola との取引において不公正かつ不公平な行為に及んだとした。これを受け、同裁判所は、「1996 年 1 月 25 日までの間、アーメダーバード及びラージコートの工場を使用し、それが何者であるかにかかわらず他者の飲料を製造、瓶詰、販売又は取引する、又は何らかの方法で関与することを禁じた高等裁判所による差止命令には、いかなる瑕疵も見当たらない。」との判断を示した。

カルカッタ高等裁判所での Fairfest Media Ltd 対 ITE Group Plc 訴訟 (GA No. 3174 of 2014 及び CS No. 329 of 2014) では、原告は被告との間で、両者間で検討されていた合弁契約に先立ち、秘密保持契約 (NDA) を締結していた。この NDA は、署名日であ

る2013年3月15日から6ヶ月間有効であった。当該NDA締結後、被告の要請により、原告は財務・販売に関する機密情報を伝えた。しかしながら、2014年4月に合弁契約案は被告により撤回された。被告は機密情報すべてを入手していたが、原告・被告の両者間で締結されたNDAもまた無効となった。同裁判所は、衡平法の原則及びスプリングボード・ドクトリン（守秘を条件に入手した情報を、入手先に損害を与える形で自らを利するために使用してはならないという考え方）²⁰に基づき本件を審理し、特に、提案された旅行見本市に関連して原告から受領した販売戦略、顧客基盤に関する情報を被告が共有することを禁止した。

（4） 契約上の合意が存在しない場合の営業秘密の保護

当該状況に関連する重要判決の一つが、デリー高等裁判所による1987年7月6日のJohn Richard Brady 対 Chemical Process Equipments 訴訟判決（AIR 1987 Delhi 372）である。本件では、被告らは、原告から飼料生産ユニットの図面を、工場内で必要な特定のパーツを提供するという限定的な目的のためとして入手していた。しかし、被告らは情報を不正利用し、飼料ビジネスに参入するための「きっかけ」として使用していたことが判明した。デリー高等裁判所は、審理に当たり、情報が秘密である限りにおいて、開示及び不正利用からそれを保護する正式契約の有無は大きな問題ではないとしたSaltman 訴訟におけるGreene 判事による判示に依拠とした。同裁判所は、被告らが保有する情報を利用することを禁じ、一般的な衡平法の原則及び守秘義務違反を理由として、費用の支払を科した。事実審理に当たり、同裁判所は、機密情報に関連した紛争において利用可能となるべき救済について、Saltman 訴訟におけるGreene 判事の判示に触れた。Greene 判事は、3つの状況に分けてこれを整理・分析し、まず、契約が存在し、一方の当事者が機密情報を受け取った場合、契約中に明記されていなくとも、情報を秘密に保持する義務が受領した側の当事者にあるとした。次に、明示的か黙示的かを問わず同意を得ないまま、直接的又は間接的に原告から取得した機密情報を被告が使用したという状況においては、被告は原告の権利を侵害した罪に問われるとした。さらに別の状況として、情報が秘密である限りにおいて、契約の存在有無にかかわらず、情報を受領した側の当事者に義務が発生するとした。

デリー高等裁判所による1998年10月16日のEscorts Construction Equipment Ltd 対 Action Equipment P. Ltd 訴訟判決（IA No. 2460 及び 4638/98）は、重要な役職に10年近く在籍した元従業員が、退職後3年以内に原告が製造していたピックアンドキャリー自走式クレーンと極めて類似した製品の製造会社を設立した事案についてのもの

²⁰ この考え方の詳細については、以下を参照。

<https://www.legalserviceindia.com/legal/article-3780-spring-board-doctrine-a-critical-study-of-trade-secret-protection.html>

のである。契約上の違反行為はなかった。しかし、デリー高等裁判所は、原告の従業員であった被告が元の雇用主の意匠を不正利用しようとしたとして、守秘義務違反を理由に差止命令を出した。被告が仮差止命令により制限を受けない限り、金銭的に見積もることのできない回復不可能な損失又は損害が生じかねないため、比較衡量は原告に有利なものとなるとの判断が示された。

カルナータカ高等裁判所は、2005 年 10 月 20 日の V.V. Sivaram and Ors 対 Foseco India Limited 訴訟判決 (2006 133 CompCas 160 Kar, 2006 (1) KarLJ 386) において、12 年近くにわたり原告企業に勤務した後に退職した被告らが、機密ノウハウを保有し、これを原告の製品と似た製品を製造するために使用し、また、原告の製品だと偽ろうとしたとして、守秘義務違反を理由に被告（本件では控訴人）に対し一審が出した差止命令を認めた。同裁判所は、原告の権利を保護する黙示の義務は強制可能であるという事実を認め、さらに、従業員による雇用終了後の機密情報の開示を禁止することは可能であるとした。

(5) 第三者により情報が盗まれた場合の営業秘密の保護

カルナータカ高等裁判所は、2012 年 10 月 10 日の Homag India Private Ltd 対 Ulfath Ali Khan 訴訟判決 (M. F. A. No. 1682/2010 C/W M. F. A. No. 1683/2010 (CPC)) において、第一被告は、第二被告である M/s IMA Klessmann GmbH から守秘義務に違反するよう唆され、自身の Homag メールアドレスから個人用メールアドレスに機密データを送ったことは書証により一応に立証されたと判示した。さらに、「当該状況下では、原告は、第二被告が原告の営業秘密情報を利用して第二被告の事業の成長を図ったことを立証する必要はない。」と判示し、守秘義務違反及び機密情報の不正使用は提訴可能な権利であるとの判断を示した。被告らは、仮差止命令により、業務継続、原告の顧客との取引、また、技術データ、製造工程、販売計画、販促、価格、顧客リスト、ソフトウェア、仕様書、技術的手法等の情報の利用を禁止された。

以下は、インドの裁判所により下された営業秘密に関するその他の重要な判例である。

- ①Bombay Dyeing 及び Manufacturing Co Ltd 対 Mehar Karan Singh 訴訟判決 (2010 (112) Bom LR 375)

○事案の概要

- (i) 本件において、原告は WADIA という企業の所有者であり、被告は当該企業の取締役役に任命されていた。

- (ii) 被告は、原告の求めに応じ、在職中又はその後に機密情報を漏らしてはならないという書面に署名し、その遵守を約した。
- (iii) その後、原告との雇用継続中に、被告が DD（原告の競合企業）に取締役として入社していたことが判明した。
- (iv) さらに、原告が対価を支払いソフトウェアメーカーOracle から取得した、原告の不動産業務用カスタマイズソフトウェアのマニュアル等を被告がメールで転送し、競合他社 DD に機密情報を漏洩したと原告は主張した。

○争点

- (i) 原告のカスタマイズソフトウェアのマニュアルを被告が競合他社と共有することは、機密情報の開示に相当するか。
- (ii) 被告による機密情報の漏洩・開示に対して、原告が求める差止請求は認められるべきか。

本件において、ボンベイ高等裁判所は、営業秘密であるかを判断するため、以下を検討した。

- (i) 当該情報がその企業の外部で知られている度合
- (ii) 当該情報がその企業内部の者に知られている度合。すなわち、当該営業秘密の保有者が秘密を守るために講じた対策
- (iii) 競合他社が保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- (iv) 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用
- (v) 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

○裁判所の判断

- (i) 被告は、被告の電子メールに添付されたソフトウェアマニュアル中の機密情報を、いかなる方法であれ、他者や他企業、又は原告の競合企業に漏洩又は引き渡してはならず、また、自己の使用のために、いかなる形であれ、これを利用してはならない。
- (ii) 同裁判所は、「営業秘密」の定義を検討するため、Black' s Law Dictionary（第 8 版）の 1533 ページ及び Pollock と Mulla の手になる契約法に関する権威ある解説書（第 13 版）838 ページを参照し、次のような判断を示した。
 - ・従業員が記憶する情報は、契約期間満了後又は当該従業員のその後の事業において、当該従業員が使用できる。
 - ・従業員が複写する権限がない、顧客リストを含むすべての機密情報は、雇

用主に不利益を与える形で当該従業員が使用することはできない。これは、従業員が、雇用期間中に知り得た営業秘密又は機密情報を、他者に開示したり又は自己の利益のために使用したりしないという雇用主に対する忠実義務によるものである。

(iii) さらに、同裁判所は、情報を営業秘密と認定するための以下の要素を検討した。

- ・ 当該情報がその企業の外部で知られている度合
- ・ 当該情報がその企業の内部、すなわち従業員により知られている度合
- ・ 当該営業秘密の機密を守るために保有者が講じた対策
- ・ 競合他社が保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- ・ 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用
- ・ 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

(iv) また、同裁判所は、営業秘密の原則においては、新規性や用途は認定に求められる要素ではないと判示し、コンピュータソフトウェアは、一般的な営業秘密関連法及び原則の下で保護されるとした。

(v) 本件において、原告はソフトウェア開発に9年を要しており、これを被告は100万ドル近い額と引き換えにDDに共有していた。

(vi) 判決理由において、契約で定められている場合を除き、ある情報が機密とされるためには、当該情報についての機密性の要件を備えていなければならない、かつ、公共の財産又は公共知識であってはならない。

(vii) 被告は、被告の電子メールに添付されたソフトウェアマニュアル中の機密情報を、いかなる方法であれ、他者や他企業、又は原告の競合企業に漏洩又は引き渡してはならず、また、自己の使用のために、いかなる形であれ、これを利用してはならないと、同裁判所は特記した。

②デリー高等裁判所による1987年7月6日のJohn Richard Brady 対 Chemical Process Equipments (P) Ltd. 訴訟判決 (AIR 1987 Delhi 372)

○事案

(i) 原告は、屋外の気象条件にかかわらず、一年を通じて牧草を生産することのできるコンパクトな機械ユニット内で、家畜の食料である新鮮な緑草を栽培するというアイデアを思いついた。

- (ii) 原告は、1972 年に独自の飼料生産ユニット（以下「FPU」）を開発し、インドにおいて国内向け及び輸出向けの FPU の製造を開始することを決定し、被告が製造した感熱パネルの調達検討のため、被告に見積もりを依頼した。
- (iii) 被告が見積もりを作成送付できるよう、原告は被告に対し、FPU に関するすべての技術資料、詳細なノウハウ、図面、仕様書を、秘密保持契約を締結した上で共有した。被告は、この契約が有効である間、被告がこの感熱パネルを原告以外の者のために製造しないこと、また、提供された詳細及び仕様書を漏洩しないことに合意した。
- (iv) その一方で、被告は、FPU のオペレーションノウハウ及び技術を知るため、原告の FPU が稼動している地域を何度にもわたり訪問したとされる。
- (v) その後、原告は、原告の FPU に偽って見せかけたと思われる機械を被告が考案したことを知った。
- (vi) これらの状況を考え合わせ、原告は、被告が秘密保持契約の下で開示された原告のノウハウ、情報、図面、意匠、仕様書を不正に改変し不正利用したことにより、守秘義務に違反したと主張した。
- (vii) 上記に関し、被告は、自分たちは著作権を侵害しておらず、また、当該契約への一切の条項に関し、違反の責を負うものではないと主張した。また、被告は、海外市場では長年にわたり、同様の機械を製造する企業が存在すると申し立てた。被告は、FPU に関する図面、技術資料、ノウハウを原告が提供したことを否定した。

○争点

- (i) 被告が著作権を侵害したか、あるいは被告が秘密保持契約のいずれかの条項に違反しているかどうか。
- (ii) 原告が主張するように、被告が守秘義務に違反したかどうか。

○裁判所の判断

- (i) 裁判所は、両当事者の機械が酷似しているとの判断を示した。
- (ii) さらに、被告は原告の図面を入手してもいた。裁判所はまた、被告が実際にどのようにして被告の機械を考案したかについて明らかにしていなかったとした。
- (iii) 原告は、その著作権が侵害されたこと、及び厳格な守秘義務の下で当該 FPU に関する仕様書、図面、その他の技術的情報が被告に提供されたことについての強力な一応の立証を行ったとの判断を裁判所は示した。

- (iv) 裁判所は、被告は、自身に委ねられた原告の FPU に関するノウハウ、仕様書、図面その他の技術的情報を、市場参入のための「きっかけとして使用して原告に損害を与えており、被告がこれらの情報を濫用することを禁ずることは公正の原則に適うとの明確な判断を示した。
- (v) これを受け、裁判所は被告に対し、原告の FPU の図面を実質的に模倣・複製した機械の製造及び販売、並びに原告が当該 FPU について被告に開示したノウハウ、仕様書、図面その他の技術的情報を、他のいかなる形であろうとも使用することを禁止した。
- (vi) 同裁判所は、契約書中に明示的な秘密保持条項がなくとも、秘密保持は黙示されており、被告は守秘義務違反の責任を負うとの見方を示した。

③カルカッタ高等裁判所による 2015 年 6 月 17 日の Hi-Tech Systems 対 Suprabhat Ray 訴訟判決 (G.A. 1738 of 2014, C.S. 192 of 2014 及び AIR 2015 Cal 261)

○事案

- (i) 原告企業は過去に被告らを雇用しており、被告らは、雇用中に回付された行動規範及び方針に基づき、その雇用期間中及び雇用終了の日から 3 年間、提供されたすべての情報及び資料を機密に保持することを義務付けられていた。
- (ii) 被告らの退職後間もなく、原告は、被告らが競合企業を立ち上げ、原告のデータベースから不正に入手した貴重なデータ及び情報を用いて、原告の顧客に売り込みを図っていることを知った。
- (iii) そのため、原告はカルカッタ高等裁判所に対し、機密情報及び営業秘密を含む原告のコンピュータデータベースを、いかなる形であろうとも漏洩及び/又は使用することを被告に禁ずる差止命令を求め提訴した。

○争点

- (i) 本件は、勧誘禁止、競合避止及び守秘という三つの問題に関わるものであり、特に、(原告の元従業員としての) 被告が、原告と直接競合する取引に従事し得るか、また、かかる取引の過程で、その雇用の過程で入手した営業秘密及び機密情報を利用できるか否かを問うものである。

○裁判所の判断

- (i) 同裁判所は、被告らに対し、前述の行動規範及び人事方針に規定された通り、退職/雇用期間終了後の３年間、原告の営業秘密及び機密情報の利用並びに原告の顧客の販売代理人としての活動を禁じた。
- (ii) 同裁判所は、被告が原告と同一又は類似の事業を営むことを裁判所命令により妨げられるものではないとしたが、事業遂行においては原告のデータベース及び営業秘密を使用又は利用せずにこれを行うことを条件とし、原告の営業秘密を保護した。

(6) 上述の営業秘密関連訴訟における近年の判例の傾向

インドには営業秘密保護に関する特別な法令は存在しないが、判例の分析からは、営業秘密の定義、多くの保護救済、裁判所において不可避となる開示という関連課題などの重要テーマを含む営業秘密に関する広範かつ増え続ける判例の存在がうかがうことができる。2000 年情報技術法の公布及び電子的ルートにおける機密情報の窃取並びに厳格な罰則、損害賠償及び禁錮刑について定めたその後の法改正が示すように、技術革新に対応するため、法制度は大きく変化してきた。重大犯罪に対する刑事上の制裁措置（罰則）についても、刑事訴訟法第 405 条から第 409 条及び第 418 条において規定されている。重大犯罪とは、逮捕保釈が権利の問題ではないケースを言う。重大犯罪とは、3 年以上の禁錮に処される犯罪を言う。

第2章－営業秘密の漏洩に対する実践的対策（以下を含む）－

- (i) 社内における営業秘密の管理方法
- (ii) 社外における営業秘密の管理方法
- (iii) 国外に営業秘密を持ち出す際の留意事項
- (iv) 営業秘密の公証を最大限活かすには
- (v) 「優れた」契約を締結するには
- (vi) 営業秘密保護のための管理体制を構築するには
- (vii) 在宅勤務時の営業秘密保護に当たっての留意事項

以下では、営業秘密の社内外での管理方法についての推奨事項を挙げている。同様の方策は、社外又は国外において営業秘密を管理する場合にも用いることができる。

さまざまな組織が直面している主要課題の一つは、近年技術が進歩し、オンラインでの情報の共有・コピー・保存が容易となる中で、自社の機密情報をいかに保護するかである。

営業秘密の保護対象となるような情報を保有する企業は、当該情報が開示されないようにするため、以下に述べるような一定の措置を講じることが求められる。

- (i) 営業秘密として保護されるべき情報の正確な範囲及び性質の特定
保護されるべき各情報を特定し、新規作成資料のうち秘密に保持されるべきものを特定する仕組みを構築する。
- (ii) 適切な営業秘密方針の策定
営業秘密を取り扱うすべての従業員は、秘密情報の保護及び適切な取り扱いに関し、研修を受講し、秘密保持契約（NDA）及び会社方針に署名しなければならない。
- (iii) 営業秘密情報へのアクセスの制限
関係者以外の見学を制限し、すべての訪問者に入館時の入館手続を義務付ける。営業秘密情報を含む、又は営業秘密が記載されている文書には、「極秘」と必ず表示する。これらの文書の複写及び配布を制限し、必要に応じて複写には附番し、必ず文書の持ち出し記録を付けさせるようにする。
- (iv) 必要に応じて守秘義務契約及び NDA を締結する
すべての従業員が守秘義務契約及び NDA に署名することが重要である。企業は、当該企業を退職する従業員に対し、営業秘密資料の返却を要求し、NDA の存在を再確認させる退職時監査を実施すべきである。

営業秘密の保有者が、技術移転契約又はその他のライセンス契約に、移転された技術は機密性のあるものであり、ライセンシーは、その契約期間中及び契約終了後も守秘義務を負う旨を記載した条項を含めることは、合理的措置である。

さらに、保有者は、ライセンシーに対し、当該ライセンシーの従業員、下請業者及び工場訪問者との間で、秘密保持のために適切な秘密保持契約を締結するよう義務付けるべきであろう。営業秘密の保有者はまた、すべての技術マニュアルに、その中に含まれる情報が専有情報でありかつ秘密性を有することを明記した注意書きを挿入すべきでもであろう。

営業秘密の保有者は、営業秘密の開示を防止するため、物理的、技術的、アクセス管理上及び契約上の措置を講じなければならない。以下は、営業秘密の漏洩を防止するための具体的な対策である。

(1) 守秘義務契約／NDA

守秘義務契約は／NDA、新入社員の入社時又は従業員の退職時や、業務提携の際等、様々な状況下において、両当事者間で署名すべきものである。多くの状況において、インドの裁判所は、守秘義務契約が営業秘密の保有者の利益を保護するためには不可欠だと合理的に見なされる場合、秘密保持契約は履行強制可能であると判断してきた。

以下のような状況下において企業は NDA への署名を求めることができる。

(i) 一部の企業は、新入社員が入社する際及び従業員が退社する際、NDA への署名を義務付けている。一部の企業では、すべての従業員に NDA への署名を義務付けているが、それ以外の企業では、選択された部門又は種類の従業員のみが契約の対象としている。

(ii) また、複数の企業間の交渉の冒頭段階で NDA は締結される。これは両当事者が事業契約を実際に締結するかどうかは依然として不確実な場合にも行われる。そのような状況では、評価、市場分析、将来のプロジェクト予測のために当事者間で情報を共有する。また、交渉段階で取引が決裂した場合、NDA が締結されていれば、両当事者は、共有したデータが自社に不利になる形で使われることはなく、また第三者に譲渡されることもないと確信できる。

(iii) NDA はまた、資金調達を望む企業と見込み投資家との議論に先立ち締結すべきである。このような場合、NDA は、競合他社が自社の営業秘密や事業計画を入手することを防止するためにある。

(2) 契約

契約は、一種の二者間合意であり、あらゆる一般的な状況下において利用可能である。NDA／守秘義務契約は、特定のタイプの合意又は契約であり、署名者は、営業秘密又は機密情報を第三者に開示しないことを約す。この NDA への違反があった場合、署名者に法的責任を負わせることができる。NDA は、通常、雇用の際や出資企業との間で合併事業を立ち上げる際に交わされる。一方、一般的な契約は会社合併等の際に締結される。役務提供契約の中で機密情報及び営業秘密に関する従業員及びコンサルタントの職務を規定し、その職務の内容及び対象となる情報の内容を明確化することは有用である。契約上の義務は、コモン・ロー又は営業秘密関連規制に基づく請求に比べ、通常、履行強制しやすい。

情報を機密／秘密に保持するための契約は、雇用主と従業員及びライセンサーとライセンシーとの間、並びに当事者間で秘密／機密情報が共有される場合のその他すべての当事者間で締結されるべきものである。契約書中には、当該契約に明記された目的以外の目的のために当該契約に基づいて入手した情報を漏洩又は使用しないという、negative covenants を課す制限条項を設けるべきである。1872 年インド契約法第 27 条は、このような規定に特に言及したものだ。

(3) 従業員との秘密保持契約

営業秘密が従業員によって不正利用されないことをより徹底するために、営業秘密の保有者は、秘密保持契約を結ぶべきである。企業によっては、当該企業に関する機密情報にアクセスできる従業員に対し、入社時の NDA 締結を義務付けている。従業員による窃取から営業秘密を守るには、新入社員の入社時に NDA を締結するだけでは不十分である。情報を営業秘密として保持する（従業員向けの）取り組みとして、以下の措置を講じるべきである。また、従業員／情報利用者が在宅勤務を行う場合や、営業秘密を守るための管理体制を構築する場合にも、これらの措置は有用となる。

- ・当該情報に「機密」との表示を付し、会社の機密情報を扱っていることを従業員が認識できるようにする。
- ・アクセス承認を受け、NDA を締結するまで、営業秘密又は機密情報へのアクセスを許可しない。
- ・パスワード保護、暗号化、及びファイアウォールの要件を含む、在宅勤務者向けの方針と手順を策定運用する。

- ・公共の Wi-Fi ホットスポットやその他のセキュリティが確立されていないロケーションから会社のネットワークにアクセスする場合、リモートで業務を遂行するすべての従業員にセキュアな VPN の使用を義務付ける。
- ・データプライバシー&ガバナンスフレームワークを導入し、従業員に対し機密データへのアクセスを制限する。ガバナンスフレームワークは、上級管理者及び運用レベルの管理者が、データの機密性を維持するための明確な基準と実践を確立するためのメカニズムである。データプライバシーは、従業員や顧客の財務データ、知的財産、個人の健康情報などのデータを適切に処理するためのものである。
- ・データ損失防止（DLP）ツールなどのソフトウェアツールを使用して、機密データを監視及び保護する。
- ・会社の営業秘密を守ることの重要性及びフィッシング攻撃の識別法について従業員教育を行う。
- ・重要な資産を特定し、多層防御の原則に基づき何層にもわたるセキュリティを実装する。
- ・極めて機密性の高い情報については、認証を受けていないユーザーが認識された場合、又は携帯電話のカメラを用いた画面撮影をソフトウェアが検知した場合にコンピュータをロックする顔認識ソフトウェアを活用する。
- ・従業員の PC からのすべてのインターネットトラフィックを会社のファイアウォール経由で監視し、異常なトラフィックとサイトへのアクセスを監視する。

(ii) データベースの保護 営業秘密を格納するデータベース、サーバー、及びソフトウェアへのアクセス権を持つユーザーを制限する。サーバーをパスワードで保護すると共に機密情報を入力する際にコンピュータ画面に適切な警告が表示されるようにし、機密の文書、フォルダ、スクリーンセーバーはパスワードで保護し、ファイアウォールのような電子的セキュリティチェック、アンチウイルスその他あらゆる種類の保護ツールを活用して、コンピュータファイルの写しの形をとった機密情報が会社の業務に影響を与える社外に漏洩しないよう、確実な対策を講じる。

(i) 退社時の諸確認 従業員が退職する前に退職時の諸確認をスケジューリングすることが重要となる。会社の営業秘密を保護するため、当該従業員には、道義的及び法的責任を告知し、再認識させるようにする。当該従業員が守秘義務契約締結済みかどうかを確認させるようにする。また、引き続き守秘義務があることを確認する文書に署名するよう従業員に求めることも効果的な措置となり得る。会社に関するすべてのメモ、書類、文書を返却するよう従業員に求めるようにする。

(4) 産業スパイからの営業秘密の保護

産業スパイから営業秘密を保護し、その手に渡ることを防止するために取るべき措置は以下の通り。

(i) 会社が所有する秘密情報の特定

自社が保有している営業秘密がどのようなものであるかを正確に把握することは、営業秘密を守るための第一歩である。そのためには、社内・社外のいずれについても検討することが必要となる。自社の営業秘密の真の価値を把握するため、企業は、競合他社の技術や業界のベストプラクティスと比較して自社の営業秘密がどのレベルにあるかを理解する必要がある。自社の知的財産を適切に評価することで、自社にとって最も重要な秘密をより良く守るため、より効果的に優先順位を設定し、セキュリティ資源を投じることができるようになる。

(ii) 脅威の特定

産業スパイを防止する戦術の策定に先立ち、企業は、最も脅威となるグループを特定しなければならない。たとえば、誰の目から見ても明らかな脅威となり得るのは自社の競合企業である。

(iii) 物理的セキュリティ

企業は、インフラ、ツール、オフィスが物理的に確実に保護されるよう図らなければならない。これには、監視装置の設置、エントリーポイントの保護、セキュリティ専門家の臨時又は恒久的な雇用が含まれる。企業は、最も機密性の高い施設及びデータの特定・保護に特に注意を払わなければならない。

(iv) バックグラウンドチェックの実施

企業は、機密情報にアクセスできるすべての従業員のバックグラウンドチェックを実施しなければならない。また、企業は、初期スクリーニング後も、定期的に従業員に対するセキュリティ評価を行うようにする。

(v) サイバーセキュリティの確保

近年産業スパイ活動にコンピュータネットワークが利用されるケースが増加している。そのため、企業にとって、強力なサイバーセキュリティシステムを維持することは重要である。データベースは、強力なパスワードを使用して保護しなければならない。

(5) 適切な秘密保持契約を締結するには

NDA すなわち「秘密保持契約」とは、各当事者が秘密に保持しなければならない情報とはどの情報かを明らかにする、複数当事者間の法的契約である。NDA は、企業により、従業員、見込取引先等が当該企業の機密情報を漏洩しようとした際に自社を守れることができるよう用いられる。NDA は、企業の営業秘密その他の情報が一般公開されたり、競合他社に漏洩することを防ぐ上で有用である。

漏れのない優れた NDA となるようにするため、契約書中に以下の要素が含まれるようにしなければならない。

(i) NDA の対象となる全当事者の特定

NDA は、当該企業と秘密情報が委ねられる者を冒頭部分に明記する。NDA は、可能な限り具体的に、契約書中に含むべきすべての当事者及びサブパーティー、並びに当該企業の営業秘密を秘密に保持することが求められるその他の者、例えば、当事者のうち 1 者からの購入者又はいかなる形式であっても関与する者のような契約や取引の当事者ではないが関与する者又は組織の名称を記載する。

(ii) 明確に定義された機密情報の成立要件

曖昧さを排し、他方の当事者が機密情報の範囲を認識できるよう、NDA には機密情報の正確な定義を記載するよう図る。

(iii) 情報受領者の責任

このセクションでは、情報受領者が入手することとなる企業秘密に対し、当該情報受領者は何ができ、何ができないかを記載する必要がある。

(iv) 契約に係る期間の決定

契約に係る期間にかかわらず、特許又は著作権により保護されている情報については、当該情報を開示した企業が完全な所有権を保持し、NDA の満了後も当該情報を濫用した場合は法的措置の対象となる可能性があるとの条項を含めることが望ましい。

(v) 秘密保持契約からの除外項目

この合意を関係者全員にとって網羅的かつ正当なものとするため、NDA の対象とならない情報の種類を明記することは有用である。大多数の企業にとっての標準的な除外項目として、既に公知である情報、情報受領者が既に第三者から知らされている情報、法律により開示が義務付けられている情報などがある。

企業に対する法的保護と、相手方がその条件を受け入れられる程度の許容性とのバランスが取れたものが理想的な NDA と言える。NDA の究極的な目標とは、裁判で争うような状況を作らないことにある。

第3章 営業秘密漏洩時の対応

例えば

- ・情報漏洩の兆候
- ・初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）
- ・民事上の解決法
- ・刑事上の解決法
- ・その他の紛争解決法（行政上及び／又は多国間の措置、ADR 等）

(1) 情報漏洩の兆候

ほとんどの場合、営業秘密又は機密情報は、従業員によってうっかり又は誤って漏洩される。これは、雑談、就職面接、又は同様の状況で起こり得る。

また、業務のデジタル化への急速な移行により、保管されているデータや在宅勤務者のデータへのアクセスに対する保有者／会社のコントロールがより脆弱になり、データ盗難その他の機密保護違反のリスクが増大している。

さらに、従業員や元従業員が会社に損害を与えたり、報復したりしようとするケースもあり、そのような場合、悪意を持った意図的な情報漏洩が往々にして起こる。

この他、競合他社の活動を監視することは、営業秘密の漏洩把握のための重要な取り組みである。同様に、競合他社が発売した製品が自社製品と酷似している場合や、競合他社が自社従業員と頻繁に面談している場合についても、営業秘密漏洩の可能性がある。

(2) 初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）

営業秘密の保有者は、当該企業の機密情報が漏洩していることを知った場合、必要な措置を速やかに講じるべきであり、また、漏洩者に対する刑事上又は民事上の措置についても検討する必要がある。機密データが盗まれた場合、当該データの保有者は、事態を調査し、損害を判断するための措置を直ちに講じるべきである。また、サイバー犯罪調査の専門家は、データが盗み出されたシステムについての調査分析を支援することができる。

契約又は秘密保持契約に対する違反及び営業秘密の不正利用に対しては、金銭的損害賠償の支払いを求め提訴することが可能である。多くの場合、立証責任は原告側にあり、機密情報又は営業秘密として保護しようとする情報を明らかにしなければならない。

一度営業秘密が漏洩してしまうと、秘密が保持された状態の回復はほとんど不可能

である。それ故に、営業秘密を保護するため、適切な措置が取られなければならない。インドには、営業秘密の保護に関する厳格な法律は存在していないものの、上の各項で解説したように、裁判所は、公正、正義、良心という概念に基づき、営業秘密保護に関連した訴訟の判決を下している。

営業秘密の不正利用は、不正な手段による営業秘密の開示であると理解されているが、これに対する特別な法は存在しない。したがって、営業秘密の不正利用又は不正開示に対する訴訟が起こされる場合、一般的にその訴因とされるのは、民事訴訟では契約違反及び不正利用による不正行為、刑事訴訟では窃盗及び背任などである。

民事訴訟においては、差止命令及び損害賠償とは別に、原告又は権利者が行使することができるその他の民事上の救済措置には、営業秘密を含む資料（例：紙資料やUSB等の情報を記録した記録媒体、金型等の情報を化体した物件）の返還又は営業秘密を含む資料の返却を認める裁判所命令、及び被告により悪用された資料を（損害賠償額算定のために）保管するための裁判所委員の任命などがある。裁判所は、裁判所委員が裁判所による適切な搜索・差押命令を遂行するに当たり、地域の警察に対しこれを補佐するよう指示することもできる。

刑事訴訟においては、1860 年インド刑法及び 1957 年著作権法（著作権を保護）や 2000 年情報技術法（電磁的記録を規律）など特定のテーマに関する法律に、禁錮刑又は罰金刑に処せられる可能性のある犯罪を具体的に規定する条項が含まれている。営業秘密の不正利用を犯罪として具体的に挙げている例はない。ただし、事案の事実において、背任罪、窃盗罪、詐欺罪等の罪が適用される場合がある。背任罪に対する刑罰とは、3 年以下の禁錮又は罰金である。委託を受けた財産を不正に流用し、又は自己の使用のために換金し、又は（明示的か黙示的かを問わず）契約又は適用される法令に違反して不正に使用又は処分し、又はその他の者にこれを許した場合、その者は背任罪を犯したものと見なされる。

さらに、NDA の中では、当該 NDA 中の条項の第三者による違反に対する損害賠償請求規定等大きな制裁も明記すべきである。営業秘密に起因する紛争について、インドにはそれに特化した裁判外紛争解決手続（ADR）は存在しないが、紛争が発生した場合に、調停（拘束力の有無にかかわらず）や仲裁を含む既存の ADR により裁判所外で紛争を解決できるよう、NDA には ADR 条項を含めて、それにより解決に向けた時間を節約できるようにすべきである。

第4章 各種事例、参考例

関連文書及びセルフチェックシート参考例、就業規則における守秘義務規定の例、従業員との秘密保持契約の例退職後の競業避止契約の例、取引先との秘密保持契約、取引先管理体制チェックシート来客、受付票（秘密保持契約）等セルフチェックシート（営業秘密保護方針の管理、営業秘密取扱管理、従業員管理、物的管理、通信セキュリティ管理等）。

職場の従業員又は取引関係にあるベンダー／パートナー企業との間で知的財産に関する契約又は方針を締結することが重要である。インドの中規模企業・団体は、その重要性を認識しており、一般的に、技術を開示する前に、NDAを締結している。同様に、知的財産権の譲渡に関する条項が、従業員向けの雇用契約中にも盛り込まれる。職場向けの営業秘密保持契約／方針により、対象事項の機密性や機密情報の性質、及び守秘義務に違反した場合、どのような結果を招き得るかについて、従業員及びスタッフに認識させることができる。

インドにおいて、契約書は履行強制可能なものとされているため、雇用／秘密保持に関する合意書又は契約は、営業秘密のような機密情報の保護に有用である。契約書は、機密情報の不正な開示及び不正利用を禁止する条項を含むよう作成すべきである。これらの契約書中には、開示される可能性のある情報の種類、そういった情報を用いる場合の注意、及び契約期間終了後の開示に対する制限も含めるようにする。

添付の就業規則における秘密保持関連条項のサンプルを参照のこと。機密情報の保護／従業員による機密情報の悪用に関し、一般的に、次のような条項が雇用契約に盛り込まれる。明確にしておくとして、ベンダーとは、商品やサービスの購入と流通を扱う会社/個人を含む広い意味の文言である。一方、メーカーとは、工具、化学薬品、機械などの製品の製造に携わる会社/個人である。

(1) サンプル1（従業員向け）

秘密保持及び知的財産権

- (i) あなたは、当社に雇用されていることにより個人的に知り得た技術的ノウハウ、オフィス管理、セキュリティ、ベンダーの詳細情報、メーカーの詳細情報、購入者の詳細情報、当社に関する事務及び／又は組織関連の事項に関する資料、細部又は詳細すべてについて、いかなる相手に対しても口頭又は書面で提供しないものとする。
- (ii) 雇用期間中に〔従業員氏名〕が作成した商標／ブランド及び著作権を含むすべての知的財産権は、当社が独占的に所有する専有資産である。

会社の知的財産権の不正利用は、解雇につながる。

(2) サンプル 2 (従業員向け)

秘密保持

従業員は、本契約の過程において又は本契約に関連して、両当事者が [YY/MM/DD●] に署名した秘密保持契約に従い、雇用主から受領したすべての情報を、機密として取り扱うことを約す。当該秘密保持契約の写しは、付属書 [YY/MM/DD●] として本契約に含まれる。本契約と秘密保持契約との間に矛盾が生じた場合、対応する秘密保持契約の条項が優先するものとする。

(3) サンプル 3 (ビジネスチャネル向け)

ベンダーとの契約書

添付のベンダー契約書サンプルを参照のこと。ベンダーとの契約書では、知的財産を特定すると共に知的財産に関する規則を明記するものとする。以下に例を示す

知的財産権

- (i) 販売者は、購入者が、ブランド、ロゴ、タグライン、商標、特許、サービスマーク、営業秘密、著作権及び意匠、又は本契約に明示的に記載されていないその他の知的財産権 (IP) を含む購入者の IP の専有的な保有者であることを確認し、これに同意する。購入者は、購入者の IP が第三者の IP を侵害しておらず、又は、第三者の IP に違反していないことを表明し、保証する。
- (ii) 本契約の条件に基づき、購入者は、本契約が有効である間、商品製造用 に 購入者の IP を使用するための限定的、譲渡不能、非独占的なライセンスを販売者に付与する。
- (iii) 販売者は、購入者の IP に酷似した、又は混同を招くおそれのある、購入者の IP に似た商標、サービスマーク又はトレード・ドレスを登録してはならない。
- (iv) 購入者が付与した限定的なライセンスが存在する場合、当該ライセンスは本契約の終了時に満了する。
- (v) 製品を製造するための下請先との契約／ライセンスを行う場合は、購入者の書面による正当な許可を得なければならず、当該 下請契約 は、購入者によるいかなる IP 権の独占的所有を維持するため、本契約に定めると同じ条件に従うものとする。

秘密保持

- (i) 販売者は、商品の技術仕様を含め、特定の非公開機密情報、営業秘密情報（総称して「専有情報」）を購入者から受領する場合があることを確認し、これに同意する。
- (ii) 販売者は、専有情報が購入者にとって価値があること、及びすべてのメモ、仕様書、フォーミュラ、技術仕様、アルゴリズム、図面又はその他の関連情報が秘密に保持されなければならないことに同意する。
- (iii) さらにまた、販売者は、当該情報を使用せず又は第三者に開示しないことに同意する。販売者は、購入者が共有したすべての専有情報を、共有されたままの形で購入者に返却する。また、販売者は、購入者のいかなる専有情報についても、一切それを複製してはならない。

従業員と事業関連情報を共有する場合の営業秘密

従業員に共有される事業関連情報は、義務の履行強制によって複雑かつ主観的なテーマとなる。これは、雇用期間中、従業員は担当する顧客やクライアントの身元を外部機器の助けを借りることなく記憶する可能性が高く、そのため、インド憲法第 19 条第 1 項 (g) の下での取引及び職業の自由という基本的権利に基づき、従業員が当該情報を自由に使用できるためである。

退職後の競業禁止契約の例

退職後の競業禁止契約に関する情報はない。しかし、契約期間中は、制限的合意事項により雇用主の合法的な雇用に従事する現従業員は制約を受けるとの法的見解は確立されている。一方、契約終了後の従業員に対するこのような制限の有効性に関する法的見解は議論の分かれるところであり、複数の裁判所において判断が示されている。インドの裁判所は、複数の訴訟事案において、雇用期間中のネガティブコベナントの履行強制は当事者間で可能であるが、雇用期間を超えて強制することはできないと明確化している。

雇用終了後の競業禁止条項（制限条項とも呼ばれる）は、雇用終了後、雇用主の事業を保護するために、特定の期間又は特定の地域内で従業員が類似の事業又は職業に従事することを禁止することを企図し、契約に盛り込まれる。

インド憲法及び 1872 年インド契約法（以下「契約法」）の規定に照らし、一般的に裁判所は、雇用主と従業員との間の既存契約にかかわらず、従業員の生計に対する権利が雇用主の利益に優先されなければならないとの判断を示してきた。

インド憲法第 19 条 (g) は、すべての市民に、あらゆる職業、取引又は事業を営む権利があることを明確に規定している。これは絶対的な権利ではなく、公益のために、この権利に合理的な制限を課すことは可能である。裁判所は、このような制限を認めることに対しては常に慎重であり、それぞれの事案の事実と状況に応じ、正義、道徳、公正の原則が適切に適用されるよう、この規定の解釈を柔軟に保ってきた。

第 27 条の条文からは、どのような制限が有効とされるかについて、窺い知ることはできない。インド最高裁判所は、1967 年 1 月 17 日の Niranjana Shankar Golikari 対 Century Spg & Mfg Co. Ltd 訴訟判決 (1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378) において、契約法第 27 条に基づく「制限的」契約の有効性を決定するための判断の拠り所として、以下のように詳述した。

「・・・契約終了後の期間中に制限を適用する場合と、契約期間中に運用する場合とは、制限条項に対する見解は異なったものとなる。従業員が雇用主のみのために働く義務を負う雇用契約期間中に適用されるネガティブコベナントは、一般的に取引の制限とは見なされず、したがって、契約法第 27 条に該当しない。従業員が雇用主の事業と類似した、又は実質的に似た取引もしくは事業に従事せず、又は他の雇用主のためにそのような職務に従事しないというネガティブコベナントは、当該の契約が非良識的、過度に過酷、不合理、又は一方的でない限り、取引の制限とはならない」

以上の見解に照らし、当該契約は有効であり、それにより、上告人は、当該契約の期間中、他のいかなる企業に勤務することも禁止されるとの判断が示された。最高裁判所は、雇用契約には、元従業員が以前の雇用主の営業秘密を利用することはできないとの黙示の条件が存在するとの判断を示した。

德里高等裁判所は、2015 年 1 月 22 日の Affle Holdings Pte Limited 対 Saurabh Singh 訴訟判決 (OMP 1257/2014) において、契約期間後に競合事業を営むことを禁止する雇用契約中のネガティブコベナントは無効であり、履行強制はできないとの判断を示した。この禁止は、契約法第 27 条の規定に基づいて適用されたものだ。

2013 年 1 月 20 日の LE India Tours 及び Travels Pvt. Ltd 対 Deepak Bhatnagar 訴訟判決 (IA Nos. 15636/2013, 16770/2013 & 16817/2013 in CS (OS) 1881/2013) において、德里高等裁判所は、雇用期間後に雇用されることを制限する雇用契約は、契約法第 27 条に基づき保護されないとの判断を示した。

2006 年 7 月 11 日の Wipro Ltd. 対 Beckman Coulter International SA 訴訟判決 (2006 (3) ARBLR 118 Delhi, 2006 (2) CTLJ 57 Del, 131 (2006) DLT 681) において、

裁判所は、雇用主と従業員間の契約について、より厳しい見方を示した。これは、取引において両当事者が多少の程度の差はあれ対等な立場でいるべきことが期待されることによるものだ。通常、このような契約では、雇用主が従業員よりも有利であり、従業員が標準書式の契約書に署名するか、さもなければ雇用されないかを迫られるケースが極めて多い。

雇用契約終了後／退職後の競業避止義務条項については、インドの司法制度においては、明確なスタンスがない。雇用契約終了後の競業避止条項を履行強制できるかどうかについての司法判断は、雇用主の利益保護のために設けられたものであっても営業秘密及び秘密保持契約の非開示などのネガティブコベナントが必ずしも取引を制限するものではないことを暗に示している。しかし、インドの裁判所は、従業員に契約内容を一語一句違えず履行させる結果となるような場合、個人の役務提供契約に盛り込まれたネガティブコベナントに対する違反行為を禁止する差止命令を発したことはない。制限的条項の有効性は、当該制限の期間と地理的範囲を含む合理性の基準によりその可否が判断される。

企業は、営業秘密／機密情報を保護する方針を維持し、定期的の方針を見直し、スタッフ／従業員に営業秘密及び会社にとってのその重要性について教育しなければならない。

来客受付票

訪問者に対しては、機密情報を保護するため、以下を実践することが推奨される。

- (i) 自社事業のための来客者についての方針を策定する。
- (ii) 事業拠点への来客について登録を行うようにする。
- (iii) 不注意により制限区域に入ることのないよう、訪問者には必ず同行者を付ける。
- (iv) 自社の営業秘密、ノウハウ、又は機密情報を目にする、又は推察される可能性のある制限区域を来客が訪問予定の場合、訪問前に秘密保持契約に署名してもらう。

(3) セルフチェックシート

企業は、営業秘密を保護するための一般的なプロセス及び文書を活用することができる。チェックリストの内容について、インターネット上から情報を収集した。チェックリストの例を以下に示す

例1

営業秘密とは何かを決定する

- ☐ 営業秘密情報を特定する
- ☐ 具体的に
- ☐ カテゴリー別に
- ☐ 営業秘密情報の所在場所を特定する
- ☐ 営業秘密情報にアクセスできる者を特定する
- ☐ 当該情報は社内のみでアクセス可能か
- ☐ 当該情報に第三者がアクセスすることは可能か
- ☐ 当該情報は、事業でどのように活用されているか
- ☐ 営業秘密を具体的に特定し、当該営業秘密の所在場所及び当該情報にアクセス可能な者を特定した文書を作成する

手順と方針 一 社内

- ☐ 営業秘密情報へのアクセスを制限する
- ☐ 定期的な監査を実施し、コンプライアンスのモニタリングと評価を行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書には「機密」というマーク／スタンプを付す
- ☐ どのような情報が営業秘密と見なされるかについて従業員を教育する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書についての文書取扱手順を策定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書へのアクセスを制限する一知る必要のある者のみにアクセスを認める
- ☐ 営業秘密情報を含む文書にアクセスするためのサインイン／サインアウト手順を策定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書は、自社敷地又は自社敷地内の一定の区域から持ち出せないようにする
- ☐ 方針及び方針遵守確認のためのモニタリング状況について定期的にアップデートを行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書は、他の業務関連文書とは区別して保管する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の文書取扱手順に関し、従業員を教育する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の自社敷地からの持ち出しに関する手順を策定実施する
- ☐ 営業秘密及び機密情報を含む文書の複製は数を限る
- ☐ 主要な従業員及び営業秘密情報へのアクセス権を有する従業員との間で、独立した秘密保持契約を締結する
- ☐ 営業秘密と見なされる情報は、個別に営業秘密情報として特定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の追跡及び破棄に関する手順を策定実行する
- ☐ 全社的な秘密保持方針を定め、全従業員に対し、当該方針を理解したとの署名を義務付ける

- ☐従業員ハンドブックには、従業員のプライバシーは期待されていない旨の記載をするようにする
- ☐従業員及びフリーランスの請負業者との間で職務著作物／職務開発物契約を締結する
- ☐文書保管方針を策定する
- ☐電子メール方針を策定する
- ☐全従業員に対し方針についての最新情報を提供する
- ☐すべてのコンピュータ、ノート PC、タブレット、スマートフォンは、会社所有のものを使用させる
- ☐重要な文書及びソフトウェアを保護するため、著作権を取得する
- ☐発明、ビジネスプロセス及びソフトウェアを保護するため、特許を取得する
- ☐方針と手順の遵守状況をモニタリングし、遵守状況をモニタリングするための取り組みについて周知する

手順と方針 従業員の退職時

- ☐期間満了となった及び退職した従業員のアカウント及びネットワークアクセス権を無効にする
- ☐退職前に、従業員のノート PC その他のデバイスの確認及び／又はコピーを実施する
- ☐全従業員に対し退職時面談を実施する
- ☐新たな雇用主に関する情報を尋ねる
- ☐新たな肩書及び責任に関する情報を尋ねる
- ☐退職する従業員に、新たな雇用主に対して秘密保持契約及び秘密保持義務の存在を通知する必要があることを再確認させる
- ☐従業員に秘密保持義務があることを再確認させる
- ☐従業員に秘密保持契約書の写しを提供する
- ☐会社書類その他の会社財産を返還させる
- ☐従業員に秘密保持義務の存在及び会社書類及び会社財産を返却すべきことを理解したと書面により提出させる
- ☐退社時面談を記録として残す

物理的なセキュリティ対策

- ☐必要に応じ、従業員に身分証明書又は身分証明カードの提示を求める
- ☐必要に応じ、来客管理の仕組み（ビジターバッジ等）を構築する
- 機密情報を含む引出しや区域は分離・施錠する
- ☐従業員の私物であるデバイス上での会社情報の使用に関する方針を策定実施する

- ☐ コンピュータセキュリティ対策を実施する
- ☐ 異なるアクセスレベルごとのパスワード保護を実施する
- ☐ 定期的にパスワード変更を要求する
- ☐ 複数の文字種を組み合わせたパスワードを要求する
- ☐ データベース／ファイルに制限をかける
- ☐ ノート PC にセキュリティ対策を施す
- ☐ 営業秘密データは暗号化する
- ☐ ポータブルストレージデバイスの使用状況を監視する
- ☐ コンピュータから外部ポートを取り除く
- ☐ インターネットアクセスを管理する
- ☐ 退職した従業員のコンピュータに関し、問題の有無を確認する
- ☐ 退職した従業員のハードディスクをコピーする
- ☐ コンピュータ監視用機器を導入する／コンピュータ利用を監視する
- ☐ 営業秘密情報は暗号化する
- ☐ ウイルス及びマルウェアに対する適切な保護を実装する
- ☐ 廃棄するコンピュータ機器はすべて、廃棄前に必ずデータ消去を行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書はシュレッダーにかける
- ☐ 営業秘密プロセスの不正な閲覧を防止するため、物理的障壁を設置する
- ☐ 「立入禁止」及び／又は「立入禁止区域」の標識を掲示する
- ☐ 物理的セキュリティ対策総合計画を策定する
- ☐ 囲いを設置する
- ☐ 出入人数を制限する
- ☐ アラームを利用する
- ☐ セルフロックドアを利用する
- ☐ 時間外セキュリティ装置を利用する
- ☐ セキュリティ対策が施されたゴミ箱を利用する

手順と方針―社外

- ☐ 第三者に提供する営業秘密情報の提供方針を策定する
- ☐ 営業秘密情報を入手するための条件として、第三者に秘密保持契約の締結を義務付ける
- ☐ 営業秘密と見なされる情報は、個別に営業秘密情報として特定する
- ☐ 第三者との契約に守秘義務／秘密保持規定を盛り込む
- ☐ 第三者に提供した営業秘密情報を追跡するための方針を策定する
- ☐ 営業秘密情報を保護するために第三者が講じた措置を定期的に監査する

その他の対策

(i) 外部開示審査の仕組み

機密情報が、マーケティングその他の公開資料（ホワイトペーパーやウェブサイト等）に掲載されないよう図る

(ii) 不注意による開示

開示された情報の拡散を制限し、不注意のせいで開示が行われた相手からの資料の返還を求める仕組みを含む、機密情報が不注意のために開示された際の迅速な対応策を策定する

(iii) 監査

営業秘密監査を定期的実施し、方針が引き続き遵守されていることを確認し、文書化する

例2

2. 営業秘密の保護—セキュリティ対策

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 機密資料には「機密」マークを付ける☐ 物理的又は電子的に機密情報へのアクセスを監視、分離及び制限する☐ 機密情報へのすべてのアクセスを記録する☐ 自社敷地からの情報の持ち出しを禁止する厳格な制限／ルールを設ける☐ 機密情報を閲覧できる可能性のある場所へのアクセスを制限し、そのような場所への記録装置の持ち込みを禁止する☐ 第三者との間で確実に秘密保持／守秘義務契約を締結する | <ul style="list-style-type: none">☐ 自社敷地外での自社技術の使用手順を策定する☐ 電子的に保存された情報をパスワードで保護する☐ 適切なファイアウォール、ウイルス及びマルウェア対策のためのメカニズム、暗号化その他のハッカー対策を講じる☐ 訪問者に対し、機密情報を保管していた場所で閲覧／アクセスした情報を開示することを禁止する |
|--|--|

3. 営業秘密の保護—従業員管理

研修及び秘密保持方針

- ☐ 秘密保持方針を策定・配付して、従業員に対し、営業秘密を守るという自らの義務を再認識させる
- ☐ 秘密保持方針を受領すると共に研修を受け、その内容を理解したとの書面による確認を従業員から取得する
- ☐ 秘密保持の重要性について、従業員教育を行う。秘密に保持すべき情報を定義する

従業員契約

- ☐ 営業秘密に関連する従業員は、秘密保持、守秘義務、所有権及び競業避止に関する条項を含む契約に署名するものとする

従業員の退社手続

- ☐ すべての従業員契約の写しを提供する
- ☐ 従業員に秘密保持に対する義務を再認識させる
- ☐ 新たな雇用主が競合企業かどうかを判断するため、退職時面談を実施する
- ☐ 会社に対する物理的／電子的アクセスのいずれについても遮断する（パスワードの変更、鍵等のアクセスの仕組みの返却等）
- ☐ 営業秘密の窃盗リスクを評価するため、通信記録（コンピュータ、ハードドライブ、電子メール等）を確認する
- ☐ 退職する従業員は、会社関連の資料をすべて返却しなければならない

(1) 採用内定通知書

日付 _____

氏名

住所 1

住所 2

_____様（以下「従業員」という）

貴殿のご応募及びその後の当社での面接につきまして、以下の条件のとおり、当社での
_____の職での採用の内定を通知いたします。

報酬

基本給	_____
住宅手当	_____
通勤手当	_____
個人旅行手当	_____
医療手当	_____
特別手当（もしあれば）	_____
賞与	業績連動・自由裁量

本契約期間中、従業員の給与は、銀行送金、小切手、又は雇用主にとって都合のよいその他の方法で支払われるものとし、従業員はこれに同意するものとする。

上記に加えて、貴殿の希望は、法律に従い、現行の会社方針によって取り扱われる。

試用期間

1. 入社日から3ヵ月間は試用期間とする。試用期間は、人事部が求める書類を貴殿が提出した時点で開始する。当社は、貴殿の勤務成績が満足できるものでないと認められる場合に、本契約を終了し、又は試用期間を当社が必要と判断する期間延長する権利を有する。

2. 試用期間中、いずれの当事者も、相手方当事者に2週間前の通知を付与するか、又は通知に代えて支払いを行い、本労働契約を終了することができる。貴殿の試用期間の終了を当社が確認した後は、終了通知期間は、2ヵ月前に変更されるか、もしくはその代わりに支払うか、又は相互に合意したそれよりも早期の期間に変更される。

年次昇給

1. 給与は、年1回、____月又は____月____日に見直される。昇給の査定は、貴殿が当社での1年間の在職期間を満了した後にのみ適用され、専ら経営者の裁量により決定する。当該査定においては、貴殿の勤務成績及び業務上の行動が考慮される。

2. 昇給査定時の在職期間が9ヵ月以下の場合は、当社の人事方針に従い、評価・昇給の標準的な評定基準が適用され、賞与の支給対象外となる。業績評価時の在職期間が9～12ヵ月の場合、当社経営陣の裁量により、賞与は日割計算により支給される。

3. 給与のその他の調整は、当社の単独の裁量により行われる。

4. 当該雇用又は税体系の変更に起因するすべての納税義務は、貴殿が負担するものとする。

勤務時間

1. 当社の通常の就業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までとする。

2. 当社は、必要に応じて、週末及び休日又はそのいずれかにおいて、不規則な勤務、超過勤務又は出張を要求する権利を有する。

3. 当社は、その業務要件を満たすように勤務時間を随時変更する権利を有する。

勤務地・異動

勤務地は、.....にある当社の本店所在地とする。当社は、事業上の要件に基づき、従業員を自己の支店、子会社又は関連会社のいずれかに異動／転任させる権利を有する。

休暇取得の権利

1. 現行の会社方針に従い、1 暦年につき 29 日の休暇が与えられる。内訳は以下のとおりとする。

- 臨時休暇－7 日間（未消化の場合は失効）
- 医療休暇－7 日間（未使用の場合は失効）
- 特別休暇－15 日間（最大 3 年繰り越すことができるが、45 日の休暇を上限とする）

出産・育児休暇－女性従業員は、第 1 子の場合、26 週間の出産・育児休暇を取得することができる。第 2 子以上の場合、12 週間の出産・育児休暇を取得することができる。男性従業員は、15 日間の出産・育児休暇を取得することができる。この休暇は、出産日の 15 日前から、又は出産日から 6 ヶ月以内に取得することができる。

2. 祝日は追加され、各暦年の初めに祝日一覧が貴殿に配布される。

3. 臨時休暇及び特別休暇を取得する場合は必ず、直属の上司の事前承認を得なければならない。

4. 別段の指定がある場合を除き、正午以降に職場に到着した場合は、半日休暇が差し引かれる。

5. 貴殿が傷病により連続して 3 日を超えて欠勤する場合、雇用主に対し自己申告書式を提出しなければならない。当該欠勤が連続して 7 日を超える場合、医師の診断書を取得し、雇用主に提出しなければならない。

秘密保持及び知的財産

1. 貴殿は、いかなる者に対しても、当社との雇用関係により個人的に知り得た、技術的ノウハウ、会社経営、安全対策、販売業社の詳細、製造業者の詳細、購入者の

詳細、当社に関連する事務的及び組織的又はそのいずれかに関する事項の、資料、明細又は詳細を、口頭又は書面を問わず、提供しないものとする。

2. 職務上貴殿が創出した著作権を含むすべての商標／ブランド及び知的財産権は、当社が単独で排他的に専有する財産である。当社の知的財産権を濫用することは、雇用終了の原因となる。

職務の遂行

1. 雇用期間中、以下について合意する。貴殿は、当社の業務に全就業時間を費やし、誠実かつ効率的に貴殿に割り当てられた義務を遂行し、かつ貴殿の能力の最大限の発揮により、目標を達成し、当社が設定したパラメーターを遵守するよう努力するものとする。

従業員の一般的義務

1. 当社は、貴殿が最大限の公正さ、誠実さをもって勤務し、当社が策定又は実践する**ビジネス基準及び関連する規範**に従うことを期待する。

2. 貴殿は、貴殿の雇用期間中、適用される**規則及び規定**（随時施行、修正又は変更される）に従うものとする。

3. 貴殿は、その都度、経営者の事前の書面による許可を得た場合を除き、報酬を得るために、直接又は間接の業務を引き受けず、又は名誉職の仕事を行わないものとする。

4. セクシュアル・ハラスメントを行うことは禁止されており、また、就業施設の内外を問わず、就業中にいかなる形態のセクシュアル・ハラスメントも行わない。貴殿は、本契約の本条件に違反した場合、自身の行為につき全面的に責任を負うものとし、当社は、貴殿が行った違法行為につき一切責任を負わないものとし、貴殿の雇用は、払戻し又は退職金なしに、即時発効で終了するものとする。

5. 貴殿は、貴殿の雇用の有効期間中、及び貴殿の退職日から6ヵ月間は、競合する類似のいかなる事業にも従事しないものとする。

6. 貴殿の任命は、貴殿が業務に参加した日に発効する。

変更

本契約の変更又は本契約に関連していずれかの当事者が負う追加の義務は、それが書面により証明される場合に限り、拘束力を有するものとする。

修正及び終了

1. 当社は、貴殿に少なくとも1ヵ月前の事前通知を行うことにより、貴殿の雇用をいつでも終了させることができる。
2. 当社が雇用を終了する場合、当社は、終了の事前通知、又は1ヵ月に相当する事前通知に代わる補償を、貴殿に対し提供するものとする。
3. 貴殿は、当社に2ヵ月前の事前通知を行うか、又は当該通知に代えて相当額の給与を支払うことにより、貴殿の雇用を終了することができる。

本任命を承諾したことの証として、正式に署名された採用内定通知の複製物を返送してください。

当社の組織に貴殿が来られることを歓迎し、当社での貴殿の成功を祈念いたします。

経営者

承諾

私は、上記の条件に同意し、_____までに入社するものとします。

署名：

日付：

氏名：

(2) 知的財産に関する合意書

本知的財産に関する合意書（「本契約」）は、[・]（「締結日」）に、[・]で、以下の両当事者間で締結される。

1. 一方当事者として、…………….

（以下、「**当社**」又は「**雇用主**」といい、この表現は、その文脈又は意味と矛盾しない限り、そのグループ会社、関連会社、承継人及び譲受人を意味し、かつこれらを含むとみなされるものとする）。

2. 他方当事者として、[・]（以下、「**本**

従業員」又は「**発明者**」といい、この表現は、本契約の意味又は文脈と矛盾しない限り、その承継人及び許可された譲受人を含むものとする）。

以下、当社及び本従業員を総称して「**両当事者**」といい、個別には「**当事者**」と呼ぶ。

前文：

a) 本契約は、新たなイノベーションの創出及び知的財産保護の重要性を強調する。当社は、顧客の産業のコアプロセスの生産性向上を図り、ひいては競争力を確保するための新たな取り組み方法を継続的に模索している。当社は、新規技術を生み出し、当社の特許、意匠保護、商標、著作権、ドメイン名、営業秘密、サービスマーク、データベース権、意匠権、著作者人格権又はその他の財産権（それぞれ、登録されているか否かを問わず、また登録出願がある場合はその出願を含む）で構成され

る（ただし、これらに限定されない）知的財産権に関する様々な法律により、これらの新規技術を保護することを目指している。

b) 本契約の文脈において、「知的財産」とは、商標、商号、サービスマーク、サービスマーク登録、サービス名、特許、特許権、著作権、発明、ライセンス、許諾、政府許可、概念及び開発、プロセス、製品、ソフトウェア及びそのプログラム、公式、アイデア、意匠、ソースコード、オブジェクトコード、アルゴリズム、営業秘密、製法、設計図、ノウハウ、ドメイン名、アプリケーション、データ、アイデア、技術、アイデア、文書、メモ、プレゼンテーション、著作物、ビジネスプラン、顧客リスト、ユーザー情報、ベンダーデータ、顧客データ、営業データ、及び本従業員が雇用期間中に作成、考案、開発、改良又は提供した実際の又は予想されるビジネス、研究又は開発に関するその他の情報を含むが、これらに限定されない情報を意味する。

c) それゆえ、本従業員は、当社との雇用期間中、及び本従業員が当社と締結する雇用契約に定める本従業員の義務の履行のために、当社の知的財産の開発を考案し、これに貢献することができる。

d) したがって、両当事者は、本契約を締結して、本従業員と共有される情報における、発明の管理プロセス、職務発明に関する統一された手順、及び知的財産権の帰属に関する条件を定めることを希望する。

当社が提供する雇用及び以下に記載されるその他の相互の約束及び合意（その受領及び十分性がここに確認される）を約因として、両当事者は、以下の条

件に拘束されることに合意する。

1. 定義

本契約において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の原文表記時に大文字で始まる用語は、それぞれの文法上のバリエーション及び類似表現とともに、本契約に定義される意味を有するものとする。

関連会社とは、当事者に関して、直接又は間接を問わず当該当事者によって支配されている、直接又は間接を問わず当該当事者を支配している、又は直接又は間接を問わず当該当事者を支配している会社又は法人によって直接又は間接を問わず支配されている事業体を意味する。

「本契約」とは、本契約、付属文書、別表、別紙及び本契約の一部として特定されるその他の文書を意味し、当該契約及びその他の文書は随時修正又は変更される場合がある。

「付属文書」とは、本契約のすべての付属書、付属文書を意味する。

「秘密情報」とは、本契約の締結もしくは履行の結果、又は本契約に起因する紛争において本従業員が受領もしくは取得したあらゆる情報（本知的財産に関連する商業的又は技術的又は財務的情報を含む）を意味する：

本契約の条件

本契約に関する交渉

本契約の履行

本契約に基づき交換又は提供される、技術的その他を問わないすべての文書（計算、図面、マニュアル、モデル、コード及び本契約に従い雇用主が本従業員に提供又は開示する技術的性質又はノウハウの電子形式を含むその他の文書を含む）

雇用主又はその関連会社の事業、戦略又は見通し（モデル、市場調査、顧客名、報告書、予測、データ、ノウハウ、営業秘密、アイデア及び環境アセスメントの結果を含む）。これには、本従業員が入手可能な情報も含まれる。

「支配」とは、事業体に関して、以下のいずれかを意味する。

- a. 被支配事業体の株式資本、議決権株式等の 50%以上の所有又は支配（直接的か否かを問わない）。
- b. 被支配事業体の取締役会、経営委員会、又は他の同等もしくは類似の機関について、その支配権、その構成を支配する権限、又はその構成員の過半数を指名する権限を付与する、契約その他による株式資本、議決権株式等の所有。

「発明」とは、特許性があるか否かを問わず、また当社との雇用期間中に（単独であるか他者と共同であるかを問わず）実施化したか、又は発明者自身が作成もしくは考案したかを問わず、すべての発見、プロセス、設計、技術、装置、又は前述もしくはその他のアイデアの改良であって、当社の実際のもしくは明らかに予想される事業、業務又は研究開発に何らかの形で関連するもの、又は発明者に割り当てられた業務、もしくは当社のためにもしくは当社に代わって発明者が遂行する業務に起因するかもしくは示唆されるものを意味する。

「著作物」とは、文芸作品、芸術作品その他の著作物（製品の技術説明、ユーザーガイド、イラスト、宣伝資料、コンピュータプログラム／ソフトウェア及び当該資料への寄与分を含むがこれらに限定されない）を意味する。

「対象発明」とは、本従業員が考案し、かつ当社が本従業員を雇用したことにより間接的又は直接的に生じた発明を意味する。

「対象著作物」とは、本従業員が考案し、かつ当社が本従業員を雇用したことにより間接的又は直接的に生じた著作物を意味する。

「対象外発明」とは、雇用開始前に存在した、従業員の知的財産、又は雇用主のソース、設備、備品、施設、秘密情報もしくは日程を使用することなく、完全に従業員自身の時間に基づいて開発された知的財産を意味する。

「宣言」とは、インド／条約国において出願人に対する発明者／本従業員による発明者の地位に関する宣言を意味し、特許出願の出願人が発明者／当社の譲受人又は法定代理人であることを宣言するものである。

締結日とは、本契約の締結日を意味する。

2. 職務発明に関する法令

a) 本従業員は、本契約が当社及びそのすべての関連会社及びグループ会社における発明に関連するものであることを了解し、これに同意する。本契約は、本従業員が自身の雇用中に行ったすべての発明を含む。雇用主が従事している事業において有用な、又はこれに関連する発見、改良、開発、ツール、機械、器具、装置、コンセプト、デザイン、コンピューター・ソフトウェア・プログラム、販売促進アイデア、生産プロセス又は技術、実践、製法、及び新製品を含む職務発明であって、特許性があるか、著作権保護が可能か、又はその他を問わず、雇用主が雇用中に本従業員が作成、発見、開発又は保証し、雇用主における本従業員の雇用の主題に関連するものは、インド契約法及びインド特許法に従い、本契約に準拠するものとする。

b) 本従業員は、必要に応じて、以下のことに同意する。__の知的財産権チームは、職務発明に関連する事項について、更なる指示を与えることができる。

3. 発明の記録の保持

a) 本従業員は、本従業員の当社での雇用に関連して本従業員が考案し、創作し、又は今後創作するすべての発明及び著作物を、速やかにかつ書面で当社に対し開示する。また、本従業員は、かかる発明又は著作物が適宜、対象発明又は対象著作物であるかどうかを決定することがで

きる形式で、かかる開示を行う。本従業員は、対象外発明に関連する場合を除き、自らが、単独又は他者と共同で、いかなる発明、特許登録もしくは出願、又は著作権登録もしくは申請も有しないことを当社に対し表明する。

b) 本従業員は、出願される特許出願のうち自らが発明者であるものについて、インド特許法様式1による宣言の項目に署名し、かつ、それが方法の如何を問わず、雇用主が求める事項において雇用主に協力するものとする。

4. 発明とその帰属

a) 本従業員は、雇用主たる当社が、職務発明の所有権を含むすべての権利を常に有することを了解し、認める。

b) 本従業員は、発明が...の特定の事業分野のみならず、雇用主との雇用期間中に発生するその他の発明も対象とすることを理解する。これは、インド法に基づく労働契約に従うものであり、それにより雇用主は、本従業員に割り当てられた職責にかかわらず、結果として生じるすべての知的財産を所有することができる。

c) 本従業員は、以下における、現在利用できるか利用できる可能性があるすべての権利、権原及び権益（すべての知的財産権を含むが、これらに限定されない）を、取消不能の形で、永久に雇用主に譲渡する。

(a) 雇用主のあらゆる知的財産、及び (b) 雇用主との提携の一環とし

て、雇用主に対して本従業員が考案、創出、改良、開発、又は提供したあらゆる専有情報。

d) 当社が、本従業員が本契約に基づいて作成又は提供した対象発明又は対象著作物を使用又は利用するにあたり、本従業員が保有する他の財産権に基づく本従業員からのライセンスが必要である場合、本従業員は、本契約により、当該対象発明又は対象著作物の製造、使用、販売、複製、改変、二次的著作物の作成、公開、配布、実行、展示その他の利用するための、支払い済み、ロイヤルティフリーの、非独占的な、永久的な、全世界を対象としたライセンスを、無制限のサブライセンス権とともにここに当社に付与する。当社は、対象発明又は対象著作物に関する全般的な権利を自由に移転又は譲渡することができる。

5. 発明者の義務－発明の開示

a) 発明をなした本従業員は常に、遅滞なく、自身の発明を雇用主に通知しなければならない。発明者の通知義務は、雇用期間中及び雇用終了後2ヵ月間に発生するすべての発明を対象とする。

b) 本従業員は、常に文書又は電子的に雇用主に情報を提出することを了解し、これに同意する。理解してもらえるように、発明の詳細を十分に記載しなければならない。発明の開示にあたっては、以下の短い説明を含める必要がある。

- ・ 既知の技術及びその問題
- ・ 発明及びその利点（上記の問題の解決方法）

- ・ 発明の具体例
- ・ 発明を添付の所定の発明開示様式に記載する

c) 本従業員は、発明の開示にあたり、発明に創造的なインプットを提供したすべての人物を過不足なく特定しなければならないことを了解する。複数の発明者が存在する場合は、発明に対する寄与の程度を記載しなければならない。それぞれの寄与の程度が記載されていない場合は、すべての発明者が発明に対して同等の寄与を行ったものとみなされる。

d) 本従業員は、本従業員が第三者の知的財産権を侵害しておらず、また今後も侵害しないことを表明し、保証するとともに、雇用期間中に第三者の知的財産権を侵害しないことに同意する。

e) 本従業員は、雇用及び当社が本従業員に支払う対価が、本契約の条件によって拘束される、適切で、価値があり、かつ十分な対価であることを認める。

f) 本従業員は、雇用主と協力して、知的財産に関する必要な情報及び登録の完全な手続きを開示することを約束する。これには、その職務終了後に「異議なしの証明書 (NOC)」を提出することが含まれる。

6. 秘密保持義務

a) 本従業員は、発明開示が検討中である間、発明者が、雇用主の書面による承諾なしに、発明が公知となる可能性のある情報を開示しないことを約束する。雇用主はまた、発明開示についても秘密に取り扱う。

b) 本従業員は、発明が、形式を問わず文書で公表され、形式を問わず公に展示され、形式を問わず会議で発表され、形式を問わず公に実施され、形式を問わず公に使用され、口頭又は書面を含めて形式を問わずいずれかの者／第三者に伝達された場合、本発明は、公知であると理解されることを了解する。

7. 発明の管理

本従業員は、雇用主が発明を管理する以下のプロセスを認め、了解する。

a) 発明開示を受領した場合、当該発明について責任を負う知的財産権の管理者／責任者は、発明開示が十分に開示されていることを正式に確認するものとする。

b) 発明開示が不完全であるか又は理解可能なものでない場合は、発明者に返却し、必要な追加を求めるものとする。発明開示は、欠落情報が提出された後にのみ受領されたものとみなされる。

c) 発明者はまた、インド特許法に基づく譲渡又は様式 1 により、発明を雇用主に譲渡する。

d) 発明に対する権利が雇用主に移転された後、雇用主は、発明の保護及び利用について、自己の最善かつ単独の裁量で決定する。例、雇用主は、特許を出願し、発明を営業秘密として取り扱い、発明を第三者に譲渡し、又は保護を放棄することができる。異なる発明開示を同一の保護の範囲内で組み合わせることも、これが、例えば、より効果的な保護を得ること、又はその他の理由により適切である場合には、可能である。

e) 発明者は、雇用主に対し、その発明に関する必要な文書及び情報を提供し、発明の保護の申請及び維持を支援する義務を負うものとする。請求があり次第、発明者は、すべての譲渡及び譲渡書類（もしあれば）及び出願に関するその他の書類に速やかに署名するものとする。

8. 発明の公知化

本従業員は、すべての職務発明がその事業上の秘密とみなされることをここに認め、了解する。それらを保護するのではなく公表するとの決定は、雇用主が行うものとする。

9. 特許性のないアイデア

a) 本従業員は、当社の事業分野に属するが、特許によって保護することはできないアイデアが、本質的に、追加の措置なしに、…の財産であることを認める。

b) 本従業員は、いかなる状況においても、当該情報を公衆又はいかなる当事者にも開示／共有しないことに同意する。

10. 特許及び著作権の登録

本従業員は、知的財産における雇用主の所有権の担保として必要な著作権及び特許を取得するために、本契約において雇用主にできる限り合理的に全面的に協力することに同意する。この協力は、雇用期間中及び雇用終了後も継続する。

11. 随意雇用 (Employment at Will)

本契約に署名することにより、本従業員は、雇用主との雇用が随意に継続することを了解し、これに同意する。したがって、本従業員の雇用は、正当な理由の有無を問わず、通知の有無を問わず、いつでも、雇用主／本従業員の選択により終了することができ、雇用主は、理由の有無を問わず、通知の有無を問わず、いつでも、すべての場合に本契約のその他の条件に従って、本従業員の雇用のその他のすべての条件を終了又は変更することができる。この随意の関係は、雇用主／…での本従業員の雇用期間中、有効に存続する。本項に定める本従業員の雇用の随意性は、当該性質を明確に変更する旨の、本契約の両当事

者が署名した合意書によってのみ変更することができる。

12. 秘密保持

本従業員は、本契約の過程において、又は本契約に関連して、雇用主から受領したすべての情報を、両当事者が[●]に署名した秘密保持契約に従い秘密として取り扱うことを約束する。なお、当該秘密保持契約の写しは、本契約の付属書[●]として同封される。本契約と秘密保持契約との間に矛盾が生じた場合、秘密保持契約のそれに対応する条項が優先するものとする。

13. 期間

- a. 本契約は、締結日から有効になり、拘束力を有するものとし、当社と本従業員の雇用期間の最終日まで有効に存続するものとする。
- b. 本契約の終了後、雇用主は、本契約における雇用主のための本従業員の業務に起因又は関連する、雇用終了後の本従業員のすべての知的財産に対する独占的所有権を取得する。

14. 終了

- a. 次の場合、雇用主は直ちに本契約を終了することができる。
 - (i) 本従業員が本契約に基づく重大な義務に違反し、書面による通知があったにもかかわらず、当該通知の日から[・]日以内に当該違反を是正しなかった場合。
 - (ii) 雇用主の合理的な見解により、従業員の地位、権利又は利益に悪影響を及ぼし、本従業員の解雇を義務付けるような雇用主の支配の変更があった場合。

- (iii) 雇用主は、雇用主での本従業員の雇用期間中いつでも、理由を挙げることなく、本従業員に[・]日前の通知を発行することにより、本契約を終了する権利を有するものとする。
- b. 本条に基づく終了と同時に、当該終了の時点で本契約に基づき本従業員が履行し、承諾された業務に対して支払うべきすべての支払いは、雇用主が本従業員に対して行うものとする。これは、当該早期終了の場合における雇用主の唯一の救済措置とする。ただし、当該対価は、(i) 本契約に基づいて履行される業務の前払いとして支払われた金額、及び(ii) 本契約の規定によるその他の控除額（もしあれば）、に対する控除／調整の対象となるものとする。
- c. 雇用主は、本従業員が本契約に関する秘密情報を雇用主／...の競合他社に開示することが判明した場合、直ちに本従業員の業務を停止する権利を常に有するものとする。雇用主が書面で別段の合意をしない限り、当該停止により、本従業員が追加の対価を受け取る権利を有するわけではない。

15. データ及び文書の返却

本従業員は、本契約の終了後、雇用主の命令に従い、知的財産のすべての有形の具現化物を直ちに返却することに同意する。これには、雇用期間中に開発される、又は開発された図面、文書、データ及びメモが含まれるが、これらに限定されない。本従業員はまた、有形の具現化物のコピーを作成せず、再現を試みず、第三者と共有しないことに同意する。

16. 法と紛争解決

- a) 本契約は、インド法に準拠する。
- b) 紛争は、以下のとおり解決されるものとする。
 - i. 本契約に起因又は関連して紛争が生じた場合、当該契約について雇用主の責任ある代表者は、公正な対応と誠意を持って、当該紛争を解決しようと試みるものとし、一方の当事者の要請があれば、雇用主の経営陣の代表が

交渉に参加するものとする。両当事者は、両当事者間に生じたすべての紛争を友好的に解決するよう努める。各当事者は、いつでも相手方当事者に書面で通知することにより、当該交渉を終了する権利を有するものとする。両当事者が、紛争の存在を書面で相互に通知し、かつ、紛争を解決し、会合し当該紛争を解決する提案を送達してから 30 日以内（又は両当事者間で相互に合意するさらに長い期間内）に紛争を解決することができない場合、当該紛争は仲裁に付託されるものとする。

ii. 本契約に起因又は関連する紛争であって、両当事者が第 13 条 (b) (i) に基づいて解決することができない紛争（その存在、有効性又は終了に関する疑問を含む）は、当面有効な仲裁及び調停センターの仲裁規則に従い、1996 年仲裁及び調停法により処理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は、本条において言及することにより組み込まれるものとみなされる。

iii. 仲裁廷は、1 名の仲裁人（「仲裁廷」）で構成するものとする。

iv. 仲裁地は、カルナータカ州バンガロールとし、英語で行われるものとする。仲裁廷の決定は、最終的かつ拘束力を有するものとし、裁判所の判決として管轄権を有する裁判所において執行可能であるものとする。それにより、両当事者は、当該執行に対する異議又は免責の申し立てを放棄する。仲裁の費用は、両当事者間で均等に分担するものとする。

v. 仲裁人は、書面及び理由を付した仲裁判断を提供するものとする。

vi. 上記第 13 条 (b) (iv) に基づき、司法介入が可能な場合は常に、カルナータカ州バンガロールの裁判所が専属管轄権を有する。

vii. 紛争又は仲裁が係属しているにもかかわらず、雇用主が別段の指示をしない限り、本従業員は、本契約に従って継続して義務を履行するものとし、履行しない場合は、本契約の違反として取り扱われるものとする。

viii. 仲裁により解決された紛争は、秘密扱いとする。秘密保持の対象には、仲裁中に共有されるすべての情報、及び仲裁に関連する和解、決定又は評決が含まれる。本項に基づく秘密情報は、相手方当事者の書面による承諾なしに、いかなる形態においても第三者と共有してはならない。ただし、各当事者は、当該紛争に関連して、相手方当事者に対する適用法に基づく自己の権利を保護するために必要な情報を共有する権利を有する。また、法律、公的機関、証券取引所又は類似の機関に従い、当該情報の開示が義務付けられる場合にも、かかる情報を共有する権利を有する。

c) バンガロールの管轄裁判所は、本契約に起因又は関連するすべての紛争について専属管轄権を有するものとする。

17. 譲渡

- i. 両当事者は、本契約における責任を第三者に譲渡しないことに合意する
- ii. 本従業員は、雇用期間中に創出され、及び／又は発見されたすべての知的財産に対する現在及び将来のすべての権利及び権原ならびに権益を雇用主に譲渡することに同意する。

18. 可分性

本契約のいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所により無効、有効性なし及び執行不能と判示された場合であっても、残りの条項は影響を受けない。両当事者は、無効又は執行不能な条項を、両当事者の意図を最大限可能な方法で満たす有効かつ執行可能な条項に置き換えることをここに約束する。本契約の抜け穴についても同様のことが適用され、両当事者の意図に従って実施されるものとする。

19. 完全合意

本契約は、本契約の主題に関する本契約の両当事者間の完全な合意及び了解事項を含み、明示・黙示を問わず、本契約の主題に関するあらゆる性質のすべての従前の合意、了解事項、誘因及び条件に取って代わる。本契約の明示的な条件は、本契約の条件のいずれかに合致しない履行の過程及び／又は商慣習に優先する。

20. 承継人及び譲受人

両当事者は、雇用主ならびに雇用主の相続人、承継人及び譲受人の利益のために、本契約が本従業員の相続人、承継人及び譲受人を拘束することに合意する。

21. 修正

両当事者は、本契約に対する修正が、両当事者が本契約に署名しなければならない場合、書面によらなければならない、両当事者が行った当該修正のみが本契約に適用されることに合意する。

22. 署名及び日付

両当事者は、ここに、本契約に定める条件に合意し、当該条件は、下記の署名により実証される。

以上の証として、本契約の両当事者は、上記の日付で本契約を締結した。

従	業	員	雇	用	主
氏名：	_____	氏名：	_____		
署名：	_____	署名：	_____		
日付：	_____	日	付	_____	：

(3) 販売契約書

本契約（「本契約」）は、_____ [日付の挿入]に以下の者の間で締結される。

契約当事者

一方当事者として、_____ [ベンダー／サプライヤー／製造業者の名称及び住所を挿入]（以下「**売主**」といい、この表現は、文脈又はその意味と矛盾する場合を除き、その承継人、譲受人、パートナー、法定相続人、代表者を意味し、これらを含むとみなされるものとする）。

及び

他方当事者として、_____ に登録事務所を有する_____ [会社名の挿入]（以下「**買主**」といい、この表現は、文脈又はその意味と矛盾しない限り、その承継人、譲受人、パートナー、法定相続人、代表者を意味し、これらを含むとみなされるものとする）。

両当事者は、個別には「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

売主は、_____（ベンダー／サプライヤー／製造業者の詳細）の委託製造業者である。

買主は、製薬会社／_____であり、本契約に記載される買主の仕様に従い、商品（以下「**商品**」）の製造を売主に打診した。

以上より、本契約に定める約束及び約定を約因として、ならびにその他の有効かつ有効の約因により、両当事者はここに、以下を遵守することに合意する。

本契約の両当事者は、以下を遵守することに合意する。

売主の義務

1. 売主は、売主の業界において実践され、受入れられている最良の技術ノウハウ、注意、及び技能を使用し、また、有効なすべての適用法令を遵守して、指定された商品を製造することに同意し、これを約束する。
2. 売主は、買主が注文する指定の商品を製造するための適切な製造施設を有しており、買主が提示する仕様に合致する当該商品を、買主が提示する期間内に製造することができることを確認する。
3. 売主は、商品の生産のために、良質な材料を購入することに同意する。
4. 売主は、買主が注文商品のすべての所有権を維持することに同意する。売主は、買主の明示的な許可なく第三者に商品を販売することは許可されない。
5. 売主は、直接もしくは間接的に、又は第三者を通じて、製造された商品を消費者に販売しないことに同意する。
6. 売主は、自己の事業に適用されるすべての現地及び外国の法令を遵守することに同意する。

知的財産権

1. 売主は、ブランド、ロゴ、タグライン、商標、特許、サービスマーク、営業秘密、著作権及び意匠、又は本契約に明示的に記載されていないその他の知的財産を含む、買主の知的財産権の唯一の保有者であることを確認し、これに同意する。買主は、買主の知的財産が第三者の知的財産を侵害しておらず、又は、それらに違反していないことを、表明し、保証する。
2. 本契約の条件に基づき、買主は、本契約が有効である間、商品を製造するために買主の知的財産を使用するための、限定的な、譲渡不能の、非独占的ライセンスを売主に付与する。

3. 売主は、一見類似する、又は混同を惹起する可能性のある、買主の知的財産によく似た商標、サービスマーク又はトレード・ドレスを登録しないものとする。
4. 買主が付与した限定的ライセンスは（もしあれば）、本契約の終了時に満了する。
5. 製品を製造するための再委託／サブライセンスは、買主の書面による正当な許可を得なければならず、当該再委託は、買主のための知的財産権の独占的所有を維持できるように、本契約に定めるのと同じ条件及び条項に従うものとする。

価格及び支払い

1. 商品の購入単価（「購入価格」）は、下記のとおりとする。
 - a. ____INR（インドルピー）
2. 発注する商品の数量は、下記のとおりとする。
 - a. ____
3. 売主は、買主に請求書を提供するものとし、買主は、請求書の日付から____日以内に、その一部（支払総額の 50%）を支払うものとする。
4. 購入価格は、インドルピー（INR）で支払うものとする。
5. 購入価格には、買主が支払うことに同意する、送料、製品保険又はその他取扱手数料が含まれるものとする。
6. 買主は、____あたり____インドルピーの価格で、かつ買主の提示した技術仕様に基づく____の商品（以下、「当該商品」）を売主から購入することを約束する。

商品の引渡し

1. 両当事者は、本契約に基づく売主の履行において、期限厳守であることに合意する。商品の全部は、2021 年____までに引き渡されるものとする。指

定引渡日までに商品の引渡しが行われない場合、又は買主が提示する仕様に従った引渡しが行われない場合、買主は、本契約を重大な違反として取り扱い本契約を解除するか、又は適切とみなす他の法的手段を求めるために法的救済を求める権利を有するものとする。

2. 本契約の結果として買主が行った支払いは、売主に送金されるものとし、その後一切支払いは行われないものとする。買主は、本契約を重大な違反として取り扱い、本契約を解除するか、又は自己の裁量により法的救済を求める権利を有するものとする。売主が事前に指定された日程で製造した商品を引き渡さない場合、売主は、商品の引渡し遅延の日数が_____日につき_____％の利息を買主に支払う責任を負う。

商品の検査

1. 商品の引渡し後、買主は、商品の検査のために_____日間を有する（「検査期間」）。検査期間内に商品が仕様に適合しないと買主が判断した場合、買主は、当該検査の日から_____日以内に書面で売主に通知するものとする。
2. 売主は、欠陥を是正するために、商品の不適合を売主に通知した日から_____日を有するものとする。
3. 製品の品質保持期限切れを除き、目視検査後に発見された、隠れたる製造上の欠陥（規制当局への申請及び分析証明書の不遵守）であって、それにより契約地域で本製品を販売することが許可されないものは、製品の品質保持期限までの全期間中、買主から売主に通知される。この場合、買主は、売主に通知するとともに、必要に応じて、独立当事者による検査のために買主にサンプルを送付する。

4. 製品の製造上の欠陥又は隠れたる欠陥があり商品が返品される場合であって、法定要件を遵守しないとき、本商品は売主の費用負担で売主に返品されるものとする。

秘密保持

1. 売主は、商品の技術仕様を含め、一定の非公開秘密情報、営業秘密情報（総称して「**専有情報**」）を買主から受領する場合があることを認め、これに同意する。
2. 売主は、専有情報が買主にとって価値があり、すべてのメモ、仕様書、製法、技術仕様書、アルゴリズム、図面又はその他の関連情報を秘密に保持しなければならないことに同意する。
3. さらに売主は、本情報を使用しないこと、及びいかなる第三者にも開示しないことに同意する。売主は、買主が共有するすべての専有情報を買主に返却することとし、売主は、買主の専有情報のコピーを作成しないものとする。

終了

1. 本契約は締結日に開始し、次の日付_____まで存続するものとする。その後、当事者の関係は自動的に終了する。いずれの当事者も、以下に定義される重大な違反を理由に、本契約を終了することができる：
 - a. 売主が、指定したとおり引渡しを行わなかったこと
 - b. 買主が、支払いを行わなかったこと
 - c. 売主が、商品の欠陥を是正しなかったこと
 - d. いずれかの当事者の破産

2. いずれかの当事者が本契約に違反した場合、相手方当事者は、10 日前までの書面による通知により終了することができる。当該通知には、違反に関するすべての情報を記載し、違反当事者に対し、その後_____日以内に違反を是正する機会を提供するものとする。当該期間内に違反が是正されなかった場合、本契約は終了する。違反が是正された場合、本契約は引き続き完全に有効に存続する。

法律上の救済

一方の当事者による重大な違反により本契約が解除された場合、非違反当事者は、コモン・ロー及び衡平法上の利用可能な救済を求めることもできる。

紛争解決

性質の如何にかかわらず本証書に起因又は関連して、本契約の両当事者間に紛争又は意見の相違が生じた場合、当該紛争又は意見の相違を、合意のある場合に共通の仲裁人による仲裁に付託するものとし、合意のない場合、2名の仲裁人による仲裁に付託するものとし、各当事者が1名ずつ指名する。当該仲裁人は、主宰仲裁人を指名するものとし、当該仲裁は、1996 年仲裁法及び調停法、又はその修正法に準拠するものとする。仲裁地は、ニューデリーとする。

不可抗力

1. いずれかの当事者が不可抗力（戦争、自然災害、人為的又は自然発生のパンデミック、天災、政治不安などを含むが、これらに限定されない）の影響を受けた場合、当該当事者は、当該不可抗力の性質及び範囲を速やかに相手方当事者に通知するものとする。

2. 本契約に基づく自己の義務の履行遅滞又は不履行が相手方当事者に通知された不可抗力に起因する場合、いずれの当事者も、当該履行遅滞又は不履行を理由として本契約に違反しているとはみなされず、当該義務の履行時期は、それに応じて延長されるものとする。不可抗力が発生したことを相手方当事者に通知せず、又は、相手方当事者への通知が時機を失していた当事者は、当該不可抗力に言及することはできない。
3. 当該不可抗力が継続して3ヵ月を超えて継続する場合、両当事者は、その影響を軽減するため、又は公正かつ合理的な代替的取決めに合意するために、誠意を持って協議を開始するものとする。両当事者間で合意に達することができず、かつ不可抗力により影響を受けた当事者が当該不可抗力の影響を軽減するためのあらゆる合理的な努力を払わない場合、他の違反に関するいずれかの当事者の他の救済を求める権利を損なうことなく、30 日前の通知をもって、本契約を終了することができる。

総則

1. 本契約のすべての付属書は、本契約の不可分の一部を構成するものとする。
2. 本契約は、インド共和国法に準拠するものとする。両当事者は、法の選択、管轄権、裁判地は任意規定ではなく、本質的に強行規定であることに合意する。
3. 本契約に基づいて行われるすべての通信又は通知は、英語で行うものとする。
4. いずれの当事者も、本契約又は本契約において付与される権利について、その全部又は一部を譲渡、売却、賃貸又はその他移転してはならない。
5. 本契約は、両当事者が署名した書面によってのみ修正されるものとする。
6. 本契約のいずれの条項も、いずれかの当事者の行為又は黙認により放棄されたとはみなされないものとする。追加の書面による合意のみが、本契約のいずれ

かの条項又は規定の権利放棄を構成し得る。いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項を執行しない場合であっても、それが当該条項又はその他の条項について権利放棄をしたことにはならないものとする。

7. 本契約のいずれかの規定又は条項が執行不能と判定された場合、本契約は、その他の点で執行不能な規定及び本契約の残りの部分を有効かつ執行可能にするために必要な範囲で修正されたとみなされるものとする。
8. 本契約は、両当事者間の完全合意を構成し、書面又は口頭を問わず、従前の了解事項に取って代わる。
9. 本契約に基づいて付与される通知は、書面によるものとし、本契約の冒頭に記載される関係当事者の住所宛に書留宅配便又は電子メールで送付されるものとする。

締結

売主		買主	
氏名		氏名	
役職		役職	
日付		日付	

[経済産業省委託事業]
インドにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月発行
禁無断転載

[調査受託]
RNA（法律事務所）

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所
（知的財産権部）

本冊子は、作成時点に入手した情報に基づくものであり、その後の状況によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。